

令和3年第1回京丹波町議会定例会（第3号）

令和3年3月 5日（金）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 一般質問
- 第 3 議案第27号 令和2年度京丹波町一般会計補正予算（第8号）
- 第 4 議案第28号 令和2年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 第 5 議案第29号 令和2年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第 6 議案第30号 令和2年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 7 議案第31号 令和2年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 8 議案第32号 令和2年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 9 議案第33号 令和2年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第3号）
- 第10 議案第34号 令和2年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算（第1号）
- 第11 議案第35号 令和2年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第2号）
- 第12 議案第36号 令和2年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算（第1号）
- 第13 議案第37号 令和2年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第1号）
- 第14 議案第38号 令和2年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算（第1号）
- 第15 議案第39号 令和2年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第3号）
- 第16 議案第40号 令和2年度京丹波町水道事業会計補正予算（第3号）

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（15名）

- 1番 岩 田 恵 一 君
- 2番 野 口 正 利 君
- 3番 谷 口 勝 巳 君
- 4番 隅 山 卓 夫 君
- 5番 村 山 良 夫 君

6 番 坂 本 美智代 君  
 7 番 鈴 木 利 明 君  
 8 番 西 山 芳 明 君  
 9 番 北 尾 潤 君  
 1 1 番 東 まさ子 君  
 1 2 番 山 田 均 君  
 1 3 番 谷 山 眞智子 君  
 1 4 番 篠 塚 信太郎 君  
 1 5 番 森 田 幸 子 君  
 1 6 番 梅 原 好 範 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（18名）

町 長 太 田 昇 君  
 副 町 長 谷 俊 明 君  
 参 事 中 尾 達 也 君  
 参 事 山 森 英 二 君  
 企 画 財 政 課 長 松 山 征 義 君  
 総 務 課 長 長 澤 誠 君  
 税 務 課 長 豊 嶋 浩 史 君  
 住 民 課 長 久 木 寿 一 君  
 保 健 福 祉 課 長 岡 本 明 美 君  
 こども未来課長 木 南 哲 也 君  
 医 療 政 策 課 長 中 川 豊 君  
 農 林 振 興 課 長 大 西 義 弘 君  
 にぎわい創生課長 栗 林 英 治 君  
 土 木 建 築 課 長 山 内 和 浩 君  
 上 下 水 道 課 長 山 内 善 博 君  
 瑞 穂 支 所 長 上 林 太 志 君  
 教 育 長 樹 山 静 雄 君

教 育 次 長                    堂 本 光 浩 君

6 欠席執行部（0名）

7 出席事務局職員（3名）

議 会 事 務 局 長                藤 田 正 則

書                    記                    山 口 知 哉

書                    記                    山 本 美 子

開会 午前 9時00分

○議長（梅原好範君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日は、ご参集いただき、大変ご苦労さまです。

本日の会議は、新型コロナウイルス感染予防の関係で、3つの密（密集、密接、密閉）をできる限り避けるために、感染防止及び予防の関係で、出席者の入場前の検温、手指消毒を行い、出席者及び傍聴者におかれてもマスク着用としております。

また、議場内の換気を行うため、カーテンの一部を開け、窓を常時、少し開けた状態にしております。ほかにも、会議の休憩をできるだけ小まめに取り、休憩中に議場内の全体の空気換気をさせていただきます。あわせて、感染防止対応のため、水筒等での飲料の持込みを許可しております。

傍聴席におきましては、傍聴席を1席ずつ離して距離空間を取った配置にしております。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

あわせて、本日の議事運営につきましても、こうした状況の中で、3密の状況を少しでも回避するために、議員の皆様並びに執行部の皆様におかれましては、簡潔明瞭な質疑応答をいただき、スムーズな会議の進行に努めていただきますよう、いま一度、皆様方にご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

あわせて、執行部の出席者についても、密を避けるために協力と調整をいただいております。

ただいまの出席議員は15名であります。

定足数に達しておりますので、令和3年第1回京丹波町議会定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

#### 《日程第1、諸般の報告》

○議長（梅原好範君） 日程第1、諸般の報告を行います。

本日の会議に、京丹波町ケーブルテレビの撮影・収録を許可したので報告します。

以上で、諸般の報告を終わります。

ただいまから、本日の本会議における議員につきましても、感染予防対策として密を避けるため、議員6人は別室に移動いただき、テレビモニターでの視聴をいただきます。あらかじめご連絡しておりますとおり、6人の議員の移動をお願いいたします。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午前 9時02分

再開 午前 9時04分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

現在、着席いただいている席を本日午前中の席順といたします。

《日程第2、一般質問》

○議長（梅原好範君） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問は、通告に従い、順次発言を許可します。

最初に、谷口勝巳君の発言を許可します。

3番、谷口勝巳君。

○3番（谷口勝巳君） 皆さん、おはようございます。

3番議員の谷口勝巳でございます。

議長の発言の許可を得ましたので、ただいまより令和3年第1回定例会の一般質問を通告書に従い行います。よろしく申し上げます。

まず初めに、新型コロナウイルスが世界中で蔓延しまして、収束をまだ見ないところでありまして、日本においても、8,000人の死者を超えたということで悲しい現実でございます。また、亡くなった方が人間らしいお見送りができないまま埋葬されるという現実を知りまして、悲しい出来事だと思っております。しかし、日本においては、皆さん一人一人の摂生がありまして、世界に比べますと最小限に抑えられているという状況をうれしく思っております。今後、早くワクチンの接種におきまして、一日も早く人間らしい生活ができるように、皆さんと共に努力していきたいというふうに思っております。

それでは、一般質問を始めます。

まず初めに、太陽光発電施設の条例の制定についてであります。

政府は、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて大きなかじを切りました。実現するためにはエネルギー政策転換として、原子力、水素、再生可能エネルギーなどの政策により、脱炭素社会に向かわねばなりません。かなり厳しい政策だと認識をしております。したがって、再生可能エネルギー政策が加速し、太陽光発電施設の推進が図られると推察できます。

本町においては、12月定例会で太陽光発電施設の条例が制定されましたが、本町の景観や主力産業である農地を守るため、すみ分けを十分行い再認識することが求められるが所見をお伺いします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

2050年のカーボンニュートラルを達成するというのは、国においても極めて困難な課題であるというふうに思います。これまで以上に野心的なイノベーションといえますか技術革新が求められると考えております。

今も議員からもありましたとおり、原子力や水素ということがありましたけども、原子力については、東日本大震災以降、新設等ができない中で、40年を迎える原発が多くなる中で、依存が難しい状況でありますし、また、水素やアンモニアというのもまだ十分な開発ができてないところであります。

そうした中で、再生可能エネルギーというのは、温室効果ガスを直接出さないエネルギーとしまして、今後も利用が増大してくるのではないかなというふうに考えられます。

本町におきましては、こうした状況も踏まえまして、京丹波町におけます太陽光発電施設の適正な設置及び管理に関する条例を制定させていただいたところでありまして、この条例は、太陽光発電事業と地域の共生を図ることを目的としたものであります。

農地につきましては、本来の用途に沿って利用されることが第一でありますけども、耕作放棄地となってしまっているものを発電施設用地として転用し、土地の有効活用を図るといったような事例も出てきております。

中には、太陽光パネルの下で作物を育てる営農型の太陽光発電という手法もあるようですが、再生可能エネルギーを自分たちの生活の中にどう取り組んでいくのか、どのようにして生かしていくのかも考えていかなければならないと考えております。

特に、圃場整備田など優良農地につきましては、本来の目的として農地として活用されるよう、担い手育成、ブランド産地化等によりまして付加価値の創出、新たな農業技術の導入などを通じまして、農地保全に取り組んでまいりたいと思います。

また、景観につきましては、条例に定める施設基準について、規則の中で歴史的建造物等景観資源に配慮した措置を求めていますので、事業者と協議する中で必要に応じて対応を行ってまいります。

いずれにしましても、地球環境を守るための施策が地域環境を乱すというようなことがないように取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○議長（梅原好範君） 谷口君。

○3番（谷口勝巳君） 今、るる説明していただきましたけれども、具体的には住宅地に隣接する場所、これは当然でございますけれども、景観を損なう場所とか国道・府道・町道に隣接する場所等、どのようなハードルといえますか、極端に言いますと、禁止という条例があ

るのかどうかよろしく申し上げます。

○議長（梅原好範君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） 太陽光発電施設の設置に係るもの以外も含めて関係するんですけども、例えば農地法とか、森林法とか、そういった法律で設置をする場合の規制と申しますか、許可に向けての手续が必要となっているという状況であります。条例としましては、禁止区域を設けるなど土地利用について規制はしておりません。日本国憲法で保障されております経済的自由権として、営業の自由ですとか財産権について、条例で規制するということはなかなか慎重にやらなければならないということで、そういった保障されてる権利は、公共の福祉に反したり、住民の生命や身体を脅かすことのないということを前提に保障されるものでありますけども、規制に関しては、やはり基準等を設置する場合にも慎重に対応していかなければならないということで、条例ではそういった規制はしておりませんが、先ほど町長の答弁にもありましたように、規則の中で歴史的建造物等景観資源に配慮した措置を講ずることということで規定をしております。それに基づいて協議をして対応を求めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 谷口君。

○3番（谷口勝巳君） 今、条例で禁止するという事は、憲法上かなり難しいところがあるということをお聞きしました。

また、現在、農地の評価が下がりがちで、引取り手がない保全管理田が増加しております。そのために、地主は、事業者に対して転売とか借地・貸地として提供する心配がございます。対応策は考えておられますか。

○議長（梅原好範君） 大西農林振興課長。

○農林振興課長（大西義弘君） そのあたりにつきましては、農業委員会へ手続等ということを出していただくことになっておりますので、そちらで調整をさせていただいてるということでございます。

○議長（梅原好範君） 谷口君。

○3番（谷口勝巳君） いろいろ説明いただきましてありがとうございました。取りあえず厳しい審査と申しますか、強硬なハードルを設けていただきまして、京丹波町がパネルの町にならないよう、そこはすみ分けをしてきちんと両立できるように考えていってほしいというふうに思います。

それでは、次の質問に入ります。

現在、地球温暖化による気候変動で地球は悲鳴を上げております。干ばつ、台風の大型化、中国大陸の大規模な砂漠化、干ばつ後の大雨で地中の卵がふ化し、国境を越えて異常発生したサバクトビバッタなど、また、アメリカでは、トウモロコシに欠かせない地下水の枯渇が始まっております。

世界の農業に大きな影響を与え、既に食糧危機に見舞われている国は少なくありません。我が国の食料自給率は、カロリーベースでありますけれども38%、60%以上は輸入に依存しております。近い将来世界の農産物輸出が減少し、我が国も食糧危機に直面する可能性もゼロではありません。

政府は、2030年度までに食料自給率を45%以上に引き上げる目標を立てております。本町として食料自給率の向上にどのような施策を講じているかお伺いします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 新型コロナウイルスが発生しまして、特にコロナの中でマスクでありましたり、医療品でありましたり、そういったものが海外から入ってこなくなるというような事態が発生したところでもあります。これが一部食料品にまで及ぶのではないかとされておりまして、食料品までには及びませんでした。国内の自給率を高めるということは、コロナを契機にそういった意識も上がっているというふうに考えておるところであります。

食料自給率を引き上げる取組としまして、主食をご飯にして、野菜をたっぷり使ったバランスのよい食事に心がけ、そして、旬の食べ物を選んで地元で取れる食材を毎日の食事に生かすというあたりが基本になるのではないかと考えております。

こうした取組を進めていくためには、現在の地域農業をしっかりと守り維持継承していくことが重要でありまして、引き続きまして、集落営農組織や新規就農者等への支援を継続しまして、後継者の育成に努めてまいりたいと考えております。

また、第2次京丹波町食育推進計画に基づきまして、食を通じた地域交流の普及でありましたり、食文化の継承を図る取組も進めまして、子どもたちに食育を通じて地産地消、旬産旬消の大切さをしっかり伝えてまいりたいというふうに考えるところでございます。

○議長（梅原好範君） 谷口君。

○3番（谷口勝巳君） 例えば、町長も挙げられておりますソバ、ソバの自給率は、私もびっくりしたんですけれども25%しかありません。あと残りはほとんど中国から輸入しております。パンの原料であります小麦粉についても自給率は12%、75%は中国に依存しております。



施政方針では、従来と変化がない生産振興を述べられておりますけれども、国策として自給率を上げる努力をしなければならないというふうに思います。町としても、例えば再生協議会から頂いてます資料によりますと、令和元年度のソバの実績は34ヘクタール、令和2年度、令和3年度の目標として35ヘクタール、これをピンポイントで政策として一気に100ヘクタールぐらいの計画を立て、地域の農家の皆さんと施策を共にして一大プロジェクトを行ってはどうか。また、加工米についても「京の輝き」を中心に、令和元年度の実績は38ヘクタール、令和2年度、令和3年度の予定数量は56ヘクタール、これも一気に100ヘクタールぐらいに伸ばし、ピンポイントで政策の強化を、農家と一丸となって推進してはどうかと思います。いかがですか。

○議長（梅原好範君） 大西農林振興課長。

○農林振興課長（大西義弘君） まず、ソバにつきまして、一昨日、岩田議員からのご質問もいただいたところでございますが、京都府におかれましても、新たな京都丹波そばの里魅力発信事業等を始められるということで、そういったことを通じまして町と一緒に取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

そして、スマート農業等を生かしながら、安定した生産をまず目指していくべきかなと考えておるところでございます。

また、加工米等につきましても、先ほどおっしゃったように、いろんな可能性についても今後進めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 谷口君。

○3番（谷口勝巳君） よろしく申し上げます。

それでは、3番目の質問に入ります。

農業政策についてでございます。

平成30年3月定例会で私の一般質問で、187ヘクタール、187ヘクタールといいますが、尺貫法で187町でございますが、187ヘクタールの保全管理田に対する施策について質問いたしましたが、令和元年度の面積は微増となっております。現在の進捗状況と今後の施策についてお伺いします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田昇君） 現在の状況でありますけれども、特産作物や野菜などで前年に比べまして作付面積が増加をしておるといふ品目もあるわけですが、水稻の栽培面積が減少しておりまして、保全管理田全体では増加しているという状況でございます。

保全管理田の増加を抑えるためには、需要のある作物の生産拡大を一層図っていくことが重要でありますことから、飼料用米をはじめとする非主食用米、黒大豆、小豆、ソバなどの土地利用型作物、ミズナ、ハウレンソウ、ムラサキズキン等の京野菜を中心とした園芸作物の栽培を推進しておるところであります。

今後におきましても、引き続き需要のある土地利用型作物や園芸作物等の生産拡大に向けた取組を進めながら、水稻におきましては、キヌヒカリの特A奪回を目指しておりましたが、ご案内のとおり、昨日発表されて、京都丹波産のキヌヒカリにつきましては、Aダッシュという状況になりました。今の特Aは特に高温耐性があるものでないとなかなか特Aが取れないということでもありますので、京都府で新たに開発されました「京式部」という米がありますけれども、これは高温耐性がある米というふうに聞いておりますので、そういった「京式部」の普及など広域的な連携による取組も推進をしてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（梅原好範君） 谷口君。

○3番（谷口勝巳君） 分かりました。

町内の保全管理田を掌握して、そして、すみ分けをして、山林に返す田、栗園等に再生する田、先ほど2番目で申しましたように、ソバや加工米等の圃場に再生する田をすみ分けをしまして、各行政区や新規就農者と連携して対策を実行することが必要と考えております。これは答弁要りません。

議長にお願いがあります。通告しておりませんが、農業政策の関連として、質問をお許し願いたいと思います。

○議長（梅原好範君） 内容をはっきり伝えてください。

○3番（谷口勝巳君） 農業委員会の案件です。

これは提案として受け取ってほしいと思います。

12月定例会で19名の農業委員が選出任命され、同意をいたしました。任期3年ということで同意をいたしました。この点について、私の提案をさせていただきたいと思います。

先ほどJOC組織委員会において、橋本会長は就任後、ジェンダーバランスを考え定款を改正し、定数を45人として女性理事を7名から19名とし、12名の増員をいたしました。

要望といたしまして、農業政策では、多様な意見を反映するため、女性委員も選ばれて当然というふうに思っておりますし、今後は任期を待たず増員する考えはないか。答弁なければ結構です。現在19名の委員は男性のみです。前回の委員会においては、3名ぐらいの女性の委員もおられました。これは3年の任期を待たずに途中で条例を変更するということは

できないか伺いたします。

○議長（梅原好範君） 農業政策に関わる関連質問と判断いたします。

提言でございますが、執行部から答弁があれば許可します。

大西農林振興課長。

○農林振興課長（大西義弘君） 農業委員の選任に当たりまして、事前に各区であったり農家組合等へお願いをさせていただいてるときに、今おっしゃっていただきましたような女性委員の登用についても十分ご配慮をいただきたいということでお願いはさせていただいてたところでございます。結果的にこうして男性ばかりということになりましたけども、そういう経過はあるということでご理解を賜りたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 谷口君。

○3番（谷口勝巳君） 農業委員会に関する法律ということで書面を頂いております。その7番目ですけれども、市町村長は、第1項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならないということをおうたっております。先ほど言いましたように、19名の同意はしましたけれども、女性はゼロということになっておりますので、これは検討をしていただきまして、3年を待たずに何かの対策で変更できるよう、ご配慮願いたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（梅原好範君） これで、谷口勝巳君の一般質問を終わります。

次に、東まさ子君の発言を許可します。

11番、東まさ子君。

○11番（東まさ子君） それでは、ただいまから令和3年3月定例会における私の一般質問を行います。

まず最初に、産業振興について伺います。

京都府に発令されておりました新型コロナウイルス特別措置法に基づく緊急事態宣言が28日で解除されましたが、2019年10月に消費税が10%に引き上がり、日本の経済は後退、その上、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行が1年を超え、住民生活と地域経済に深刻な影響を与えております。本町の令和3年度の予算編成を見ても、個人・法人の税収は大きく落ち込んでおり、この間、国や地方自治体により事業者への支援や労働者への休業支援金、各種税の減免などが行われてきましたが、雇用関係も地元商店、会社関係、どこも大変深刻な状況にあります。行政は、事業、商売の実態を直視した支援が求められるとこ

るであります。

そこで、中小企業の営業や暮らしを守るという立場から、次の点について質問をいたします。

まず、小規模企業振興基本法が成立し、国と全ての自治体に小規模企業への支援が責務として明確化されて7年になります。

また、コロナ禍の下、様々な対策も実施され、令和3年度の施政方針にも小規模事業者等の育成、補助金制度など、国や府の支援制度を活用した対策、また、町独自の施策を行い、地元企業の活性化を図るとあります。小規模企業振興基本法は、小規模事業者の振興に関する施策を実施するように努めるとしております。コロナ禍で、この間、国や府の事業への上乗せ、また、町独自の対策に取り組んできたところではありますが、今後はこうした特例ではない本格的な経済対策が必要と考えますが、見解をお聞きしておきます。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 現状におきましては、町内30社の中小企業及び小規模事業者等のネットワーク組織としまして、京丹波町産業ネットワークの取組におきまして、新規事業展開の支援や事業者間の連携・交流、あるいは須知高校と連携した就労体験やキャリアアップ講座など人材育成の取組の支援を行っておりまして、今後も引き続いてこうした取組を通じて町内事業者の支援に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

基本法に基づく条例の制定等につきましては、近隣の条例制定等の動向も注視しつつ、まずは、先ほど申し上げましたような取組をしっかりと行うことによりまして、機運を醸成し環境づくりに努めてまいりたいというふうに考えておるところであります。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） 今もいろいろと産業ネットワークなどと連携して取組をしているということでありましたけれども、地域経済、工業、商業、雇用等の町内の実態はどうか。また、農業も含め本町はほとんどが小規模事業者であります。この動向が地域経済の振興の行方を示すといっても過言ではありません。実態調査を行い、地域内循環の経済を支援して、地域の活性化を図るべきではないかと考えます。まず、実態はどうか。そして、事業者全ての調査が行われていないとすれば、実態調査を行うべきと考えますけれども、見解をお聞きしておきます。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 地域経済や雇用等の実態でありますけれども、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言が発令されまして、特に飲食業や宿泊業におきまして時短営業へ

の対応等によりまして、売上げの落ち込みでありましたり、そういったことから大きな影響を受けているというところでもあります。雇用の状況につきましては、ハローワーク園部管内の有効求人倍率が令和2年12月末におきまして0.72倍というようなことで、1倍を大きく下回る厳しい状況となっております。

こうした実態を踏まえまして、引き続いて商工会等と連携をして情報共有に努めますとともに、町も独自に企業の訪問や相談業務を通じまして実態把握に努めてまいりたいというふうに考えるところでございます。

また、地域内の循環型経済の支援につきましても、食とか農など地域に根差した産業振興により雇用を生み出して、地域経済活性化につなげていくことが今後ますます必要になるところでありまして、そうした考えの下に産業振興に取り組んでまいりたいと考えるところでございます。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） 飲食関係が厳しいというのは、これまでもずっと言われてきたところでもあります。雇用についても0.72倍ということで、大変厳しい状況が見て取れます。高校生の就職なども大変厳しい状況だという新聞報道もあったところでもあります。企業を訪問していろいろと事情を聞きたいという答弁でしたけれども、小規模企業振興基本法も全ての事業者を実態調査というふうに定めていると思っております。職員の皆さんも大変忙しいですけれども、そういうふうに全ての事業者を訪問をして実態を聞いて、そして、丁寧に把握された内容に基づいて必要な支援をしていくということが大変大事だと思います。そういうふうに分担をして、全ての事業者の声を拾っていくという調査はいかがでしょうか。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） 先ほども町長から答弁がございましたように、今後も商工会と連携をしながら、担当職員のほうで企業訪問も実際には行っておりますし、今後も全ての企業の声が聞ける状況になるように取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） 産業ネットワークを通じてということもありましたが、いろいろと聞き取った内容など小規模事業者の意見を交流する場というのは、この産業ネットワークでされているのか。このネットワークの構成員というか、団体というか、どのようになっているのかお聞きをしておきます。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） 産業ネットワークにつきましては、本町で起業されております特に製造業の方が中心となっております、正確な数字が手元にございませんで、誠に申し訳ないですけれども、その中に金融機関等も入っていただきまして、それぞれ情報交換をする場を設けているところでもあります。また、新たな取組ができるように視察の研修も行ったところがございます。昨年につきましては、コロナの影響によりまして、頻りに会議が開催はできておりませんが、今後またそういった状況も踏まえながら取組を進めていきたいというように考えているところがございます。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） 金融機関も入った連絡会議というか協議会みたいなものがあって、そういうふういろんな交流とかできればよいと思っておりますので、充実させていただいて必要な支援が行き届き、また、情報も共有できるように求めておきたいと思っております。

次に、岡山県西栗倉村は、人口1,500人、面積の95%が森林、村の人口の1割がIターンで定住率も高く、20代から40代の働き盛りが多いことで注目をされております。同村は合併をせずに、大量生産、大量消費の時代は終わる。第一次産業が元気になれば、山間地域は活性化する。人と人とのつながりを大切にすることで潤う地域をと百年の森林構想を掲げました。50年も育った森林の管理をここで諦めず、村ぐるみでさらに50年頑張ろう。そして、森林から産業を、仕事を生み出していこうと考えられました。百年の森林構想は、山林所有者と村が長期施業管理委託契約を結び経営の合理化を図るとし、間伐した木材は市場に出し、実施主体は村内の4事業所が請け負っています。所有者は負担なしに山林の管理ができ、幾ばくかの収入も得られる。間伐材の販売も低価格しか付かない。原木市場に出すことを減らし、付加価値を付けて高く売る方向に転換し、いい木を育てるために切り出される間伐材は年間1万立方メートルでありまして、ローカルベンチャーの原材料、そしてまたバイオマスの資源として村内で活用を図り、付加価値を高めて売るようにしていると新聞で報道されているのを読んだところでもあります。この14年間で45の事業が生まれ、180人の雇用が生まれたとしております。地域おこし協力隊の制度を活用しているとしております。そして、保育園などの家具、遊具に特化した木材加工や間伐材から床タイル、フローリングなどの製品の製造、豊富なバイオマス資源や水力発電など、再生可能エネルギーの活用でも先進であります。西栗倉村の森林から始まる地域づくりは参考にしてもよいのではと考えますが、見解を伺います。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 岡山県西栗倉村につきましては、一昨日の西山議員のときにも少し触

れたところでもありますけども、非常に中国地方の山間地にあつて、西粟倉村が一番北になるんですか、そういった中でも子どもの出生等が増えている町としても注目をされておるといふうに聞いておるところであります。今も議員からも紹介もありましたけども、百年の森構想でありましたり、森林資源を活用したベンチャービジネスの起業を支援して、事業成長による雇用を生み出している事例がよく知られているところでもあります。参考になります考え方や仕組みもありまして、京丹波町としても同じように95%にはなりません82%が森林の町でありますので、本町におけます起業支援等の施策にも取り入れていけるかなといふうに考えておるところであります。経済活動を町内でしっかり循環したり、また、間伐材の有効活用をされているというところがありますけども、本町が進める取組とも関連がありますし、森林の町として京丹波町もしっかりと取組をしていく必要があると考えますので、大いに参考にさせていただきたいと考えておるところでございます。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） 次に、本町も公有林整備事業を進めており、間伐材などが生まれてきます。計画されているのかもしれませんが、この間伐材を生かし、認定こども園・保育園に木材加工の家具や遊具を整備してはどうかと考えましたけれども、考えをお聞きいたします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 新庁舎にしましても、認定こども園にしましても、町内産の木材をふんだんに生かして設計・施工をさせてもらっておりますので、非常によい提案を頂いております。と考えるところでもあります。

こども園の園舎におきましては、主要な構造材、外壁、羽柄材におきまして町内産木材も活用しているところですが、保育室に備え付ける収納家具についても、町内産木材を加工して整備をするように検討しておるところであります。

なお、園庭におけます木製遊具等の設置の予定は現在のところないわけですが、木製でありますので、耐久性でありましたり管理面などの問題がないか等も研究を行ってまいりたいと考えるところでもあります。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） 次に、暮らしの安心・安定について伺います。

誰もが安心して生活することができるよう、きめ細かな対策が必要であります。障害のある方やその家族、また、精神的な問題を抱えておられる方など、身近に相談できる専門の相談員の配置というのは今どのようになっているのかお聞きをいたします。花ノ木医療福祉セ

ンターとか、障害者生活支援センターこひつじとか、あるいは瑞穂保健福祉センターで専門の方に来ていただく相談の活動は、決算の資料などを見たらありますけれども、本町独自にそういう専門の相談員というのは配備できないのかを含めてお聞きしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 本町におきましては、身体障害者相談員6名と知的障害者相談員3名の方に委嘱を行っております。身近な相談機関として、町民の皆さんに寄り添った対応をいただいております。というふうに考えるところでございます。

また、保健福祉課におきましても、社会福祉士でありましたり社会福祉主事の有資格者等がおりますので、悩み事でありましたり不安に感じる事等につきましても、気軽にご相談をいただけたらと考えます。

さらに、必要に応じまして障害福祉サービスの利用支援につながるよう、関係機関と連携を図りながら対応を行ってまいります。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） ある住民の方から、いろいろと相談をしようと思えば、亀岡とか福知山まで行かなくてはいけないというようなことも聞きまして、身近なところで必要なときにそういう相談をすることができたら一番いいわけでありまして、今いろいろとそういう相談に乗る体制もあるということでした。高齢者の相談とかはいろいろとされているわけですが、また、そういう要望もあるということでお伝えしておきたいと思います。

次に、社会保障について伺います。

まず、1点目、75歳になると加入することになる後期高齢者医療についてであります。

後期高齢者医療の保険料は、2年ごとに改定がされることから、令和3年度は令和2年度と同額であります。しかし、令和2年度には保険料が大幅に引き上げられたところであります。

また、後期高齢者医療制度の保険料軽減特例は、平成20年度の制度発足時に急激な保険料の上昇を防ぐため、当面の暫定措置として、本来は7割軽減のところを上乗せする形で9割、8.5割軽減を特例的に実施をしてきましたが、段階的に見直しがされ、令和2年度は7.75割軽減、昨年10月から7割になっているのかもしれませんが、令和3年度は元の7割軽減となります。

また、社会保険の被扶養者であった高齢者の保険料は、後期高齢者医療保険の発足に伴って新たな負担が生じることになりました。本来は免除が当然ですけれども、そういったこともあり影響を極力避けよう、小さくしようというのが特例の趣旨でありました。そういった



面からも軽減割合の後退は道理にも合わないし、何よりも生活そのものを脅かします。低所得者の現実が改善されたわけではないのに、後期高齢者医療の創設時から実施をしてきました75歳以上の低所得者向けの後期高齢者医療保険料軽減の特例の縮小廃止はやめるべきであると考えます。

また、令和4年度に75歳以上の医療費窓口負担を2割に引き上げようとしておりますことについては、この一部負担金については、現在、1割負担で現役並みの所得の方のみ3割負担となっているところであります。来年度から全員でないにしろ、2割負担の準備がされているということであります。加齢による体調不良があっても、高い保険料や窓口負担が大変であることから、病院に行かれない人が出てきて重症化することが心配をされますが、その点についてどのような認識を持っておられるのか。また、2割負担の導入は避けるべきと考えますけれども、見解をお聞きしておきたいと思えます。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 軽減の特例措置につきましては、平成20年度の制度創設時から当面の間の暫定措置として実施をされてきたものであります。制度の持続性を高めるために、世代間や世代内の公平を図りまして、負担能力に応じた負担を求める観点から見直しがされるものでありまして、低所得者の負担に配慮し、介護保険料の軽減の強化や年金生活者支援給付金の支給に合わせまして、本来の仕組みに戻すというものであるというふうに認識をしておるところでございます。

また、2025年問題と言われてますように、後期高齢者医療制度の窓口負担の見直しにつきましては、団塊の世代が75歳に到達することによりまして、後期高齢者の医療費が増加しまして、一定分を現役世代が負担しておりますので、現役世代の負担がさらに大きく上昇をしていくということも想定されますので、現役並みの所得者を除いた75歳以上の後期高齢者であっても、一定の所得以上の方については、その医療費の窓口負担割合を2割とし、それ以外の方は1割とするものです。現役世代の負担を軽減し、全ての世代が安心できる社会保障制度の構築を目指すものであると承知をしておるところでございます。

この見直しによりまして、高齢者の負担が過度なものとなり、必要な医療の受診が抑制されるというような事態が発生しないよう配慮をした上で、世代間の公平を図って、持続可能な制度となるように、法案について国において議論がされるべきものと考えておるところでございます。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） 全国後期高齢者医療広域連合協議会が厚生労働大臣あてに去年要望

を出しておられまして、窓口負担については、必要な医療を受ける機会が確保されるよう慎重な協議をと述べておられます。また、保険料の負担についても、高齢者だけの負担増にならないように十分な対策をと求められておりますけれども、この考えに町長も同意ということによろしいですか。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 先ほども申し上げましたが、世代間の負担の軽減が図られることを目的に見直しが行われるものとして、国で議論されるというふうに承知をしておるところであります。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） 次に、新型コロナウイルス感染症の拡大状況に鑑みて、この間、国の財政支援の下、コロナの影響を受けた世帯に対する保険料の特例減免などが行われてきました。本町は申請を受け付けてきましたけれども、実績についてはどうなっているかお聞きをしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 新型コロナウイルス感染症の影響によりまして収入が減少したことによります保険料の減免決定につきましては、2月末現在で2件、37万4,887円であります。

なお、後期高齢者医療制度の被保険者は、年金収入の方が多ございますので、新型コロナウイルス感染症の影響によります減免申請、問合せ等は少ないという状況でございます。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） 次に、介護保険について伺います。

まず、低所得者の介護施設入所者の食費・居住費を補助する補足給付の見直しにより、2021年8月から利用者の負担が増えます。介護利用料の負担上限額（高額介護サービス費）もこの8月から引上げとなります。これは毎回のようには言っていることではありますが、これらはコロナ禍で苦しむ住民生活に追い打ちをかけるものと受け止めますけれども、認識をお伺いしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 低所得者層に対します施設入所等に係る食費や居住費の負担軽減措置であります補足給付や、現役並み所得者に対する高額介護サービス費の上限額の引上げの見直しにつきましては、国におきまして、持続可能な介護保険制度の確立のために被保険者の負担能力に応じた負担や負担の公平性を確保するという観点から見直しがされるものという

ふうに承知をしておるところでございます。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） 補足給付というのは、施設入所の方だけではなく、家でも生活されているわけで大変厳しいという状況もあります。それは言うておきたいと思います。

次に、これも保険料減免の特例制度の実績についてお伺いしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等により、ます介護保険料の減免決定は、2月末現在で16件、116万4,800円となっております。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） 次に、2021年度の介護保険料、第8期介護保険料について伺います。第8期の介護保険料について見直しの時期でありますので、お伺いしておきます。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 令和3年度から始まります第8期介護保険事業計画期間におけます本町の介護保険料でありますけれども、現下の社会経済情勢を考慮いたしまして、据置きとさせていただきますというふうに考えておるところであります。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） 第8期介護保険料については、実施する事業に対する給付費等によって算定されるわけでありまして、第8期介護保険事業では、7期と比べて何か変わるところがあるのでしょうか、お聞きしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 岡本保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡本明美君） 大きくは変更ございません。基本的には第7期の事業に基づいて、そのよいところは継承する形で第8期の運営もさせていただきたいと思っております。

ただ、給付費等につきましては、この前の当初予算の補足説明のときにも申し上げましたように、報酬改定が予定されておりましたり、そういったことで若干給付費が伸びる傾向にはございますので、そういったことを加味しながら保険料も算定させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） 第7期の事業計画でも黒字というかが出ておりましたので、引下げ

も可能であったのではないかというふうに考えます。未曾有の生活危機が直撃している中で、保険料の値上げが回避されましたことはよかったですけれども、さらに引下げも可能であったのではないかということをおし述べておきます。

3点目、国民健康保険について伺います。地方自治体が運営している国民健康保険は、国民皆保険の最後の砦とも言われ、勤務先の社会保険などに入っていない人は全て加入が義務づけられております。制度発足時は農業者や自営業者などの加入が多かったのですが、徐々に高齢者や、最近では非正規の労働者も国保加入となっており、国保税の負担の重さが問題になっております。

国保税は自治体によって若干違いがありますが、基本的には所得割——世帯の年間所得に税率を掛けたもの、資産割——土地・家屋にかかる固定資産税に税率を掛けたもの、平等割——加入世帯に定額の税額を加算するもの、そして均等割があります。均等割は、世帯の国保加入者数に1人当たりの均等割額を掛けたもので、加入人数が多くなれば、それだけ額が大きくなります。京丹波町の均等割は、1人当たり3万1,500円、40歳以上65歳未満の人は3万8,700円となっております。この均等割は加入者の年齢に関係なく全員に課せられるもので、子どもも大人も同額の負担となり、国保加入世帯では、子どもの数が多いほど重い負担となります。この点で、子育て支援に逆行するものとして、子どもの均等割については廃止するよう求めてきたところであり、町としても国に対して見直しを要望していくと答弁がされてきました。

このたび、厚労省は、2020年度より子どもの均等割について、未就学児の均等割の5割を公費で軽減するとしておりますが、本町の対象人数は何人になるのか。また、例えば本町が子どもの均等割を廃止する場合、必要となる費用について伺います。また、2021年度については、国は対応を何も考えていないのか、お聞きしておきたいと思っております。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） まず、この軽減措置につきましては、今国会で提出されております、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案、令和3年2月5日提出の中で、地方税法の一部改正によるもので、施行は令和4年度となっております。令和3年度はこれまでどおりとなっております。

1月末の未就学児は80人です。未就学児の均等割は、7割、5割、2割の低所得者軽減を反映して試算しますと、総額で190万円となりまして、今回の子どもに係る均等割5割軽減を実施した場合は、軽減額が約95万円となるところであります。その軽減分につきましては公費負担となりますけれども、国が2分の1の47万5,000円、府が4分

の1の23万7,000円、町が4分の1で同じ金額ということになります。また、本町が独自に子どもの均等割を廃止した場合は、未就学児分を廃止しますと、本町の負担は95万円増えまして約119万円となります。

なお、未就学児だけでなく高校生まで全てを対象に廃止した場合は257人で、負担額が約500万円となるところであります。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） ちょっと聞き取りにくかったんですが、未就学児を無料にするとしたら119万円でいけたということであったと思います。それであれば無料化にしたらどうかと思いますけれども、見解をお聞きしておきたいと思います。

それと、国保税の減免の特例について実績を伺います。

○議長（梅原好範君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） 今回予定されております子どもにかかる均等割、未就学児の分ですけれども、5割軽減ではなくて全額軽減といいますか、廃止すればどうかというご質問ですけれども、119万円という町国保の負担になります。これにつきましては町国保の負担でございまして、自治体国保として全額廃止にする場合、国保税総額を維持するということが前提としますと、他の保険者の方に負担増の影響が出るというふうに考えられます。

こういった国保制度につきましては、国の社会保障制度を支える重要な制度でありますので、自治体単位で措置するのではなく、国の責任において国の政策として、軽減措置として実行いただきたいと考えております。これにつきましては、全国知事会、全国市長会、また全国町村会も含めて、この未就学児の軽減措置の一定の評価はされておりますけれども、さらなる拡充に向けて要望がされるということがございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 豊嶋税務課長。

○税務課長（豊嶋浩史君） 国保税の減免、コロナ減免に関してですけれども、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少することによります国保税の、令和3年2月末現在の状況としましては、21件の減免相談件数がございました。減免申請件数は14世帯でございます。このうち11世帯が減免決定世帯となりまして、減免額の合計は166万3,000円となっております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） 2021年度の納付金及び基金をお聞きしておきたいと思います。

それと併せて、2021年度の保険税についても伺います。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 国民健康保険の令和3年度の納付金及び基金についてのご質問だと思いますけれども、令和3年度の京都府への国民健康保険事業の納付金につきましては、3億8,688万4,267円で、前年に比べまして2,678万6,839円の減少となります。財政調整基金の残高につきましては、令和3年度当初予算を反映した3月末の見込みで、3億189万4,000円となるところでございます。

それから、令和3年度の国民健康保険の保険税についてのご質問だと思いますが、令和3年度の保険税率は据置きとさせていただくところであります。令和3年度当初予算におきましては、歳出で京都府への納付金が大幅に減少したものの、歳入では、新型コロナの影響によりまして所得の減少が推測されますので、国税の大幅な減少を見込んだ結果、1,967万9,000円の財源不足を生じたところであります。これにつきましては、被保険者等の負担を考慮して引上げは避けまして、財政調整基金を活用し、税率を据え置くということにしたものでございます。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） 4点目、教育環境の整備について伺います。令和2年3月定例会におきまして、教育の主人公は子どもであり、政治の役割は、教育が自主的に豊かに営まれるよう条件整備をすることとして、学校のトイレの洋式化に計画的に取り組むべきではないかと質問いたしました。

教育委員会の答弁としては、令和2年度に学校施設の長寿命化計画の策定を考えているので、トイレの洋式化も含め、緊急性の度合いに応じて進めていきたいとの答弁がありました。どのように検討していただいたか、伺います。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） トイレの洋式化につきましては、改修の必要性に応じて順次、洋式化することとしておりますけれども、3月補正予算におきまして、新型コロナウイルス感染症予防対策としまして、瑞穂中学校と和知中学校のトイレの洋式化を行う予定としております。また、学校施設の長寿命化計画、いわゆる個別施設計画につきましては、本年度中の策定を目指しておりましたけれども、年度当初から新型コロナウイルス感染症による学校現場への負担や影響によりまして、令和3年度に取り組む予定としておるところであります。

なお、体育館の空調設備の設置につきましては、現時点で具体的な計画はございませんけれども、個別計画と併せて検討を行ってまいりたいというふうに考えます。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） 瑞穂中学校、和知中学校につきましては、これで100%洋式化になるのかお聞きしておきます。

体育館のクーラーについても答弁をいただきました。国のほうも、減災・防災の補助金が5年間延長されたというふうにもお聞きしております。これが財源になるかはっきりは分かりませんが、いろんな財源確保についてどのように考えておられるのか。何か財源があるのか、見込みがあるのかお聞きしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 堂本教育次長。

○教育次長（堂本光浩君） 瑞穂中学校と和知中学校の、トイレの洋式化の関係でございます。現在、49か所のトイレがございます。そのうち洋式となっているのが13か所でございます。今現時点で洋式化したいと考えておりますのが13か所を42か所、率でいいますと26%から85.71%に上げていきたいというふうに考えております。

あわせて、町長からご指示をいただいておりますのは、トイレの乾式化、乾いた床にするということです。今はタイル張りのトイレで、生徒の衛生管理上、今後の管理上もございますので、できる限りの箇所を乾式化してまいりたいと考えております。

それから、空調設備の関係でございますけれども、今の交付金の活用もできるかもしれないんですけども、一定やはり計画策定等が必要で、数年の事業にわたるということであります。今も町長から答弁がありましたが、個別施設計画に関しましては、長寿命化も含めて環境整備の面もございまして、今後の中学校のトイレ改修の関係でありますとか、空調整備、生活環境の関係もそういったところで計画を立てていくということで、その時点時点におきまして、有利な交付金や補助金を活用してまいりたいということでもあります。

今回につきましては、蒲生野中学校が既に洋式化しておりますので、ある意味平準化といったことを含めまして和知中学校、瑞穂中学校の洋式化を優先に取り組んでいきたいということでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） 次に、町営住宅対策について伺います。産業建設常任委員会は、令和2年3月定例会において、町営住宅の入居の充足と移住定住問題について協議したところであります。昨年の12月定例会で町営住宅の入居促進について質問があり、町内在住、在勤条件を撤廃したとの答弁がありました。

そこで、特に入居数が少ない特定公共賃貸住宅は、旧丹波では若者マンションとして、若

者の定住を図ろうと住宅対策を行ってきたところであります。入居の進まない要因は、入居条件である所得要件が高いことや、建築年数も経過する中で家賃も高いのではないかと考えますけれども、見解をお聞きします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 特定公共賃貸住宅は、中堅所得者層の入居を目的として建設しております。公営住宅とは家賃設定が異なっておるところであります。特定公共賃貸住宅の入居に係ります世帯の所得要件というのは、月額15万8,000円以上となっております、年額換算にしますと189万6,000円となりますけれども、これは国の基準に基づいて設定しておるところで、特に高い設定となっているというふうには考えていないところでございます。また、特定公共賃貸住宅の家賃につきましては、団地ごとに一律の契約家賃に対して、それぞれの入居者世帯の所得実績に合わせて減額しておるところであります。

老朽化対策につきましては、建築年から一定の期間が経過しておりますけれども、それぞれの耐用年数までにはまだ相当の期間が残っておるところでありますので、町営住宅の長寿命化計画等を参考に、維持補修等の対策を行ってまいりたいと考えておるところであります。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） 特別公共賃貸住宅の入居状況がいろいろと課題にはなっております。少しでも多くの定住者を迎えるために、家賃の引下げも検討して、空いたままの状況を改善することが得策だと思いますけれども、どのようにお考えになっているのかお聞きしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 特定公共賃貸住宅につきましては、京丹波町の特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の規定によりまして、所得や扶養状況に応じまして負担いただくことになっております。家賃の見直しにつきましては、現在考えておりませんが、建築年度から一定の期間が経過もしておりますので、客観的に家賃評価をするために、近傍同種の賃貸住宅との比較検討なども必要なために、令和3年度の予算で計上しておりますが、蒲生野団地の家賃の調査を実施したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） 令和3年度で調査研究するということでありました。今、課長がおっしゃったように、民間の家賃と同程度になっているのかなというふうに思ったりもするんですけれども、地域活性化や定住促進のための住宅として利活用を図るために、ぜひとも家



賃の検討をしていただきたいと思います。と思っています。

また、町長にお聞きするんですけれども、応募が進まない要因というのは、本当は何が原因となっているのか、どのように考えているのかお聞きをしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 民間の賃貸物件もそんなに多くありませんので、いろんな複合的な要素でそういうふうになっていると思いますし、需要と供給の関係でそういう結果になっているかなと推察するところでもあります。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） 用途を廃止というといけないのかもしれませんが、用途の見直しをすれば、家賃も見直しができると思いますし、ぜひとも幅広い観点から検討をお願いして、空き室がないように改善をお願いしたいと思います。

また、老朽化対策では、京丹波町の公共施設等総合管理計画に基本的な方針として、適正戸数への縮減とライフサイクルコスト縮減を目的として修繕を進めるということでもありますけれども、これは現在どのように考えているのか、お聞きしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 担当課でも町営住宅の長寿命化計画を策定しております。その辺も含めまして、老朽化も進んでまいりましたので、財政面も含めて検討する中で順次、修繕の必要な箇所からさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） 移住定住ということで、いろいろと施策も取られているところがあります。西粟倉村のように林業に関わるIターンもあったり、農業の関係でも移住される方も多くあり、町営住宅も必要となってくると思っています。使い勝手のよい、また子育て世帯に加味した、そういう利用料となるようにぜひ検討いただきますようお願いいたします。私の質問を終わります。

○議長（梅原好範君） これで、東まさ子君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩いたします。再開は午前10時45分とします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時45分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、谷山眞智子君の発言を許可します。

13番、谷山眞智子君。

○13番（谷山眞智子君） ただいま議長の指名によりまして、一般質問をさせていただきます。

国民健康保険について伺います。

平成27年5月に持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が成立し、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保など中心的な役割を担い、制度の安定化を目指すことになりました。

1問目です。平成27年、京都府内における市町村の保険料算定方式で、3方式を15の市町村が採用し、4方式を11の市町村が採用していましたが、令和2年現在の4方式の市町村数をお伺いします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 国民健康保険の保険料におけます算定方法として、所得割、平等割に加えまして資産割を入れております4方式を行っておるのは、京丹波町を含めまして9団体、2市7町村となっております。

○議長（梅原好範君） 谷山君。

○13番（谷山眞智子君） 平成27年のときよりも3方式が増えたように思います。

2番目の質問ですが、京都府の国民健康保険の運営方針における保険料率の算定方法についての所見を伺います。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 平成30年度の国保制度改革によりまして、市町村国保の都道府県化が始まったところでありまして、国におきましては、将来的に保険料・保険税率の統一を目指すとされておるところであります。

そうした中で、令和3年4月から3か年を対象とした京都府国民健康保険運営方針におきましては、将来的には保険料水準の統一を目指し、市町村と保険料水準の統一に向けて課題等の整理を行うとされておるところであります。また、京都府統一の保険料率とするためには、3方式と4方式が混在しておるといふ算定方式を統一することについても検討が必要とされております。

本町としましても、国保制度改革の趣旨に沿いまして、将来、京都府内におきまして保険料水準を統一することが必要であるというふうを考えておるところでございます。

○議長（梅原好範君） 谷山君。

○13番（谷山眞智子君） 今、町長が言っていたように、国は納付金等算定ガイドラインで将来的に保険料水準の統一化、同一都道府県内において同じ所得水準、同じ世帯構成であれば、同じ保険料水準を目指すとしています。今後、保険料の府内統一化を目指す場合に、現在4方式を採用している市町村は3方式に移行していることが必要になります。

3番目ですが、本町は、京都府の保険料算定方式に示されている3方式に変えていくために、どのように考え、計画的に取り組まれているのか伺います。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 今後、京都府におきましても、運営方針に基づきまして保険料水準の統一に向けた議論というのが始まってくるといふふうに見込まれるところであります。運営方針では、京都府と市町村とが保険料水準の統一に向けて課題等の整理を行うとなっておりますので、今後、他の市町村とともに統一に向けた取組を始めまして、算定方式の検討についてもその中で対応していくべきものであると考えているところであります。

○議長（梅原好範君） 谷山君。

○13番（谷山眞智子君） 納付金の仕組みの導入や保険料率の変更により、各市町村が本来、集めるべき1人当たりの保険料額が変化し、被保険者の保険料負担が急激に変化する可能性があります。こうした場合、激減緩和措置を講じ、被保険者の負担増大に最大限配慮しますと書かれていますが、激減緩和を行う期間については令和5年（2023年）を目安としており、被保険者の負担を考慮し、今後の推移を見ながら検討するそうです。移行年度を想定し、進めていく必要があると考えますが、どのようにお考えですか。

○議長（梅原好範君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） 先ほどの町長からの答弁にもありましたように、この国保制度改革の趣旨に沿って、京都府においても、保険料水準の統一に向けて議論が始まろうとしております。

ただ、その水準の詳しい中身といいますか、目標といいますか、そういうところまではまだ明確になっておりませんので、それが定まった上で激減緩和措置が検討されるのではないかなと思っております。その差があれば、そういった措置も必要であるでしょうし、差がないということになれば激減緩和措置が必要でないということで、スムーズな移行になることも考えられます。今後、そういった具体的な基準といいますか、数値といいますか、そういったものが見える中で、そういったことも検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 谷山君。

○13番（谷山眞智子君） 京丹波町でも4方式を、いずれは3方式に変えていくようになるわけですが、その中で、応能割であります資産割分がなくなることになります。資産割を負担している分については、同じ応能割である所得割賦課総額が増えることになるという考え方でよろしいのでしょうか。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 4方式を3方式に変更した場合、国保の運営上、国保税の総額を維持するという前提の下で考えていきますと、資産割の減収分というのは、残りの所得割、均等割、平等割の税率等を見直すことで対応するということになってきます。京都府内統一の保険料率を見据えますと、所得割と資産割である応能分と均等割と平等割である応益分の割合を、これまでおおむね50対50としてきた経過がありますことから、同じ応能分でありませう所得割を引き上げることが基本になってくるかというふうに考えるところであります。

ただ、所得割の引上げに当たりましては、景気変動による影響でありましたり、所得構成にも配慮が必要であると考えておりまして、均等割への影響が出るおそれもあります。そうしたバランスも考慮しながら検討を行っていかねばならないというふうに考えるところであります。

○議長（梅原好範君） 谷山君。

○13番（谷山眞智子君） 今、町長が説明いただいたように、やはり今までの保険料が急に上がったりということがないように、今でも国保料は大変なんですけれども、もっと差が出たりということのないように配慮しながら考えていただきたいと思います。

続きまして、町営バス事業について伺います。

1つ目に、バス路線の数と1日の運行回数を伺います。また、各路線で運行している車両の種類と台数について伺います。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 町営バスの路線につきましては、14路線、平日で96便、土曜日で56便、日曜・祝日は丹波日吉線の4便を運行しておるところであります。車両につきましては、中型バスが9台、小型——マイクロバスですが、これが6台、ワゴン車が3台、合計で18台という状況でございます。

○議長（梅原好範君） 谷山君。

○13番（谷山眞智子君） 今、路線についての対応と数と、それから車両の種類について伺ったわけですが、運行するときに車両のバランスというのをいろいろ考えてられているのかと思うんですけれども、それはどうなんでしょうか。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） 車両の運用でございますけれども、現在、特に小中学生の通学数によりまして中型、小型のマイクロバス、ワゴン車等で使い分けをさせていただいているところでございます。また、細かなところにバスも運行しておりますので、そういったところにつきましてはワゴン車タイプの車を利用しているところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 谷山君。

○13番（谷山眞智子君） それぞれの人数とか、時間帯によって車両を分けて運営されていることと思いますが、このスクールバスと路線バスを一緒にすることによって、どのような交付金があるのか。また、別々にすることによってのメリット・デメリットはどうかをお尋ねします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 地方交付税におきまして措置がされておるところであります。なお、スクールバスにつきましては、普通交付税において基準財政需要額算入となっております、令和元年度におきましては約6,500万円の算入額となっております。

また、公共交通として運行します路線バスにつきましては、特別交付税の算入がありまして、令和元年度につきましては、2,300万円の算入額となっております。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） 質問の後段の部分、メリット・デメリットですけれども、先ほど町長から答弁がございましたように、本町の町営バスにつきましては、スクールバスをメインとして考えておりまして、スクールバスの空き時間に一般路線を走るという、混乗型をとらせていただいております。そうしたことから、スクールバスが10路線ありまして、その分に対しまして、先ほどございましたように、交付税算入がされているという状況になっておりまして、現段階ではスクールバスを中心とした運行でメリットをいただいているかというように考えております。これが、例えばスクールバスと一般の路線バスとに分けてしましますと、交付税算入という部分もなくなってまいりますし、今の生徒数の状況から見ましても、分けてしまうと、さらに車両を分けて導入しなければならないということで、費用面についても増加するのではないかと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 谷山君。

○13番（谷山眞智子君） 3番目の質問です。よく町営バスは、時間帯にもよるんだと思

ますけれども、乗客より空気を運んでいることが多いという声も聞きます。現在、運行している路線の利用者状況の実態調査など、運行数の増減や運行車両の変更などの対応については考えておられますか。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 現在の運行状況につきましては、朝夕のスクール便を主体に運行しております。また、車種や車両につきましては、小中学校のバス通学の生徒数を考慮して路線の運行を行っておるところであります。今後、車種や車両につきましては、生徒数や乗客の状況に応じまして検討を行ってまいりたいと考えますし、また、運行本数や路線につきましても、利用状況や地域からの要望も勘案しながら対応を行っていきたいというふうに考えるところであります。

○議長（梅原好範君） 谷山君。

○13番（谷山眞智子君） こういう山間地であり、田舎である交通不便のところであれば、バスとか、スクールバスが通っていないと自分で運転できる人はいいですけども、できない人にとっては大変助かるシステムだと思いますが、やはりそれぞれの人数とか運行状況によって、この日は何人乗られたとかチェックできると思いますので、数値に出して示していただいて、改善に取り組んでいただきたいと思います。

次に、4番目の質問ですけれども、交通弱者が多くなる中、新たにカーシェアリングなどの実証実験に取り組まれるなど、過疎地域の町営バス事業をどのように方向づけていくのか、考えをお伺いしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 町営バスでありますけれども、町民の利用手段として本当に欠かせないというふうに認識をしております。

しかしながら、先ほど議員よりご指摘があったように、乗っている人が少ないという状況もあります。なくてはならない、困るものなんです、みんな乗っているかという、そうでもない。今日も皆さん自家用車で来られたと思います。

これは町営バスの話ではありませんけれども、民間バス路線を残してほしいという運動をされている地区があって、残すので皆さんで利用してくださいというお願いをすると、利用するのは困る、朝晩は車で行きたいのというような話もあったということで、やっぱり利用してもらわないとなかなか存続も難しいのかなというところもあります。

ただ、路線バスはその路線を走りますので、細やかな対応ができないというところもあります。そういうものにつきましては、あわせまして、今年からカーシェアリングを組み合わせ

せて事業を進めていきたいというふうに考えるところであります。

○議長（梅原好範君） 谷山君。

○13番（谷山眞智子君） 今、行政と町民の協力の下にそういう運営をしていきたいという方向であると伺いました。

過疎地域の交通対策は、生活していく上で重要な問題です。今、自動運転の実証実験が何か所かの町や市でされています。本町もCATVの民営化により、ZTV社に委託することになりましたが、ZTV社は、ローカル5Gの無線局免許を2020年10月に総務省より付与されています。滋賀県の長浜市、米原市で実証実験をされています。本町でも、町民を乗せた自動運転バスの実証実験に取り組めたら、過疎対策に弾みがつくのではないかと考えます。町長はどのようにお考えですか。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 交通対策につきましては、無人運転とかいろいろありますけれども、カーシェアリングがありますし、いろんな施策がいろんなところで出ております。今日も新聞にも報道されていたんですけれども、そういう可能性のあるもの、うちで使えそうなものは研究もしながら、カーシェアリングについてもそういう新聞報道等も見ながら、担当課のほうにすぐに対応してもらったということもありますので、幅広く取組をしていきたいというふうに考えるところであります。

○議長（梅原好範君） 谷山君。

○13番（谷山眞智子君） こういう、言わば山間地で不便なところ、交通の便も悪いところに移住定住の方に来ていただくと思ったり、また、そこに住む人が本当に安心して、よかったなという暮らしをしていくためには、やはりこれからいろんな無線局とか、それから、5Gですから高速のインターネット回線とか、そういうことを特にこういう過疎地域であるからこそ使って行って、不便なく暮らせるような方向に考えて行ってほしいなと思います。地道な取組も大事ですし、方向性というか、これからそういうものがすぐ主流になってくると思いますが、町長としてのお考えはどうですか。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） いろんなイノベーションが起こっておるわけでありましてけれども、それに行くまでのインフラ部分で京丹波町は出遅れた部分がありましたので、それをケーブルテレビの民営化等で、できるだけ都会並みに近づけるということで今、一生懸命取り組んでおるところでありますので、そういったことも踏まえて今後も取り組みたいというふうに考えます。

○議長（梅原好範君） 谷山君。

○13番（谷山眞智子君） こういう本当に便利なようで便利でないというのか、便利なところは、高速道路も縦貫道も近かったりするんですけども、そこを離れると本当に不便ですし、特に京丹波町は地域も広いですので、カーシェアリングもいいですが、やはりカーシェアリングになりますと、利用者の希望よりも対応してくれる方の時間的なものとかが主体になってきます。やはり利用者の行きたいときに、ここに行きたいなと思ったら、さっと行けるような、自分の住宅からバスのところまでさっと送ってくれる、そういうことも考えて、先を見ているんな計画を立てていってほしいと思います。

それでは、施政方針について伺います。

太田町長は、施政方針演説で、令和3年度は町政を預かって1期目の最終年度であり、まどめの年でもあると述べられておられます。令和3年度における政策について5つの柱を挙げ、その1つの柱として行政の公正化を挙げて、しっかり説明責任を果たしていく必要があると述べられています。これについて3点伺います。

まず、1点目。4年前の町長選挙の争点は、前町長が第三セクター、丹波地域開発株式会社の負債穴埋めに6億700万円の公金を支出した問題でした。公金投入について住民訴訟が起こされ、今年2月19日に、大阪高裁は町長の裁量権の逸脱や乱用には当たらないとして地裁判決を支援し、住民訴訟を棄却しました。

これで一件落着くと言わなければならないかもしれませんが、新聞に掲載された裁判結果について、町長自身がどう受け止められたのか、町民に対して何の見解も発表されなかったことは不思議です。町当局は裁判の一方の当事者ですから、見解を伺います。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 大阪高裁での控訴審判決につきましては、京都地裁の一審判決が支持されて、改めて当時の公金投入につきまして、現時点で法的な違法性がないと判断されたというふうに受け止めております。

4年前の争点でありましたけれども、一番の問題、こういうことになった問題は、やはり説明責任がしっかりと果たされていなかったということではないかと思っておりますので、1年目にタウンミーティングで説明を行ったところでもあります。アンケートから皆さんには一定ご理解をいただけたというふうには考えておるところでありますけれども、いずれにしても、行政施策の遂行に当たっては、しっかりと説明責任を果たしていくことの重要性というものを再認識したところでございます。

○議長（梅原好範君） 谷山君。



○13番（谷山眞智子君） この問題については、4年前のタウンミーティングで町民の理解を得たと言われますが、アンケートでは回答者355人の77%が「よく理解できた」ということでした。参加者総数440人について60代以上が65%、その9割が男性であり、年代別、性別に大きな隔りがありました。アンケート自体、公金投入問題だけでなく、町予算や主要事業の説明を含めての「理解できたかどうか」と問うものでした。

タウンミーティングについては、参加人数やその固定化が課題であることを、今回の施政方針の中でも認めておられるとおりで。このような重要案件を議会に説明することなく、町当局の主催する一般事業の中で行ったこと自体、議会軽視であり、町政に対する住民の失望と不信を買う結果になったのではないかと思われま。

続きまして、2番目の質問に行きます。

町長は、平成30年9月、町長の親族企業に対する負債や指定管理者委託の禁止など、町長等政治倫理条例を制定されました。行政の公正化を鑑みて条例制定経過に至ったかをお尋ねします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 町長等政治倫理条例の目的にもありますように、町政につきましては、町民の厳粛な信託の上に成立するという民主主義の原理に基づきまして、その担い手であります町長、副町長及び教育長が自己の地位による影響力を行使して自己の利益を図ることのないよう、必要な措置を条例で定めるということで、公平公正な行政運営を行うことを目的に制定したものでございます。

○議長（梅原好範君） 谷山君。

○13番（谷山眞智子君） 公金投入や道の駅「味夢の里」の建設工事に、前町長の親族企業が工事を請け負ったり、さらに指定管理者に選定されるなど、親族企業への利益誘導ではないかという疑問を町民に与えました。地位や権力の乱用が起こらないよう規制をかけることは、大変重要であり、実行されたことには評価されることと思います。

続きまして、3点目についてお尋ねします。

女性の地位や発言権の向上は、東京五輪開催前に日本社会に突きつけられた大きな問題です。森元首相の女性蔑視発言に関わる一連の騒動は、日本社会の在り方が国際的に通用しないものであることが明白になりました。ジェンダーフリー、男女共同参画について行政の公正化の観点からどのように考えておられるかお伺いします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 本年度は、コロナウイルス感染症の拡大によりまして実施できません

でしたけれども、本町におきまして毎年度、男女共同参画推進事業として講演会や保育園児の保護者を対象にしたセミナーの開催や広報啓発活動を通じてワークライフバランスの実現や固定的な役割分担意識の改革など、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進してきておるところであります。

令和3年度におきましても、お互いを支え合い、認め合う社会の実現に向けて、引き続き事業の推進を行ってまいりたいというふうに考えるところであります。

○議長（梅原好範君） 谷山君。

○13番（谷山眞智子君） 今、町長にお答えいただいたんですけども、男女共同参画社会を実現するためには、男女が対等なパートナーとして政治や行政、企業、団体等様々な分野で方針決定過程に参加していくことが重要です。女性に発言の場を持たせることは、物事の視点や考え方の多様性など切磋琢磨し、一人一人の実力が生かされ、民主主義が熟成されていきます。

国連や国際機関、IPUは、女性議員比率を民主主義の成熟度をはかる指標にしています。本町の管理職の多くは男性で、女性はほんの僅かです。町長がおっしゃるSDGs、持続可能な開発目標実現に、女性の視点や考え方が欠かせません。もっと女性の方が力を発揮できるよう、方針決定過程の場に女性を増やすべきであると思いますが、どのように思われますか。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 人類の半数が女性でありまして、そういう意味から、女性の意見をしっかりと取り入れていくということは非常に重要なことだというふうに考えております。

管理職の問題は、またいろいろな事情等もありますが、可能な限り女性の意見が反映されるような形になればと考えるところでございます。

○議長（梅原好範君） 谷山君。

○13番（谷山眞智子君） やはり男女が対等に話し合えるようになるということは、つまり、女性がいろんな決定権のところに参加したり、そういうことが大事だと思います。そして、女性もそういう場に立たせていただいて、切磋琢磨し、磨かれていくのであると思われれます。

これから京丹波町の町政におきましても、やはりそういう場を女性に提供していただけるように、行政がそういうふうに考えていただければ、他の企業とかいろんなところでもそのようにしていただければ可能性も大でありますので、太田町長、これから行政につきましてそういうふうに考えていただきたいと思いますと思いますが、どうでしょうか。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 先ほどもお答えさせていただきましたけれども、男女共同参画という考え方の下に、女性についても活躍できる場をしっかりと提供して、進めていきたいというふうに考えておるところであります。

○議長（梅原好範君） 谷山君。

○13番（谷山眞智子君） 京丹波町が持続可能でこれから先も続いていけるような、行政と民間が一体となっていけるように女性参画を考えていただきながら、これで私の質問を終わります。

○議長（梅原好範君） これで、谷山眞智子君の一般質問を終わります。

次に、坂本美智代君の発言を許可します。

6番、坂本美智代君。

○6番（坂本美智代君） ただいまから、令和3年第1回定例会におきまして、通告書に従い、私の一般質問を行います。

まず、施政方針について、そして、生活保護の申請について、また、子どもの貧困対策について町長、並びに教育長にお伺いいたします。施政方針については3点、町長にお伺いいたします。

1点目に、ふるさと応援寄附金についてであります。2008年にふるさと応援寄附金制度が創設され、名前のおり自分のふるさとを応援し、貢献する仕組みが導入されました。ふるさとなどの自治体に寄附金をすれば、本来、その人が居住している自治体に納めるべき住民税が控除され、しかも、寄附を受けた自治体から特産品などの返礼品が送られることから、返礼品競争が過熱するなど、全国の自治体はこのおいしいふるさと納税による寄附金集めで狂奔する自治体も少なくありません。

本町では、令和2年度のふるさと納税の納付金額が過去最高額1億3万8,000円と、昨年の寄附総額1,924万円の5.1倍も増え、件数も1,031件から5,852件の5.6倍増に伸びています。これには、仲介サイトなど窓口を1社から5社へ拡充されたり、また、返礼品の品数や種類を増やすなど、また、テレビのグルメ番組に取り上げられ注目を集めたことも増額につながったとしております。

町長は、こうした寄附金を子育て支援や環境保全などに活用したいとありましたが、特に本年度で主な施策をどのように考えておられるのかお伺いします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 1月31日時点での返礼品に係ります経費というのは、2,364万円でありまして、また、ふるさと応援寄附金の活用につきましては、京丹波町を応援する

方々の希望を聞いておりますので、その希望に添った事業に活用しておるところであります。主なものとしましては、高校生等の医療費助成事業、母子保健事業、認定こども園整備事業、また、保育所・幼稚園・学校の子育て環境や教育環境の整備など、未来をひらく人を育てるまちづくりの推進や環境保全対策事業、農地保全事業、バイオマス推進事業など、豊かで美しい環境を守るまちづくりの推進に向けた取組に有効に活用させていただいております。

本町民が他府県に寄附された応援寄附金の額と件数は、令和2年度で840万6,000円で129件となっております。

○議長（梅原好範君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 次の質問も答弁いただいて、ちょっと書き留められなかったのもう一度お伺いしたいと思います。子育て支援については、高校生の医療費と母子等に関するということですが、改めて、新たにこういった施策に、子育てでしたらこれまでにない子育て施策に、具体的な内容がこういうことであるということとはなかったのかどうか。今聞く限りでは新たな施策はないように考えました。高校生の医療費とかの財源をふるさと納税のほうですということであろうかとは思いますが、ふるさと納税によって、新たな施策は組み込まれていないのか。

次に私が聞こうと思っていたのは、1月31日で1億3万8,000円が寄せられているということで、返礼品としての金額、また、その中に通信費等も経費としてはそれぞれかかっているわけですから、ちょっと書き留めることができなかったので、改めて返礼品の金額、これは1万円以上の寄附をされた方に対して、大体寄附額の2割から3割というふうな産品を送られるわけですが、それぞれ幾らかかったのか、また、通信費として送料等がかかっているわけですから、その点の金額をもう一度お伺いします。

ふるさとなので出身地はもちろんですが、応援したいと思う全国の自治体にも寄附することができるわけですから、先ほど答弁いただきましたが、もう一度、寄附金額と件数をお伺いしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 前半の質問の趣旨がちょっとよく分からなかったのですが、どういうことをおっしゃっているのか。ふるさと応援寄附金を当てにして新たな施策をやらないのかということですか。寄附をいただくわけですから、その寄附額が幾らになるか、今年はまだ1億円を超えておりますけれども、そういう形でやっておりますので、その頂いたものから既存の施策に充当していくという考え方でやっております。

それから、寄附額によりましては、後から何らかの新しい施策を考えるというようなことも可能になってくるといふふうには考えます。

通信費はまた後ほど説明をさせていただきます。本町の方が他府県等に寄附された額としては、令和2年度の納税額で840万6,000円で129件であります。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） 経費でございますけれども、先ほど返礼品につきましては町長から答弁がありましたとおり、2,364万円となっておりますのでございます。通信費につきましては644万9,000円ということで、通信費として活用しております。先ほどございましたように、1月末で1億3万8,000円ということで、寄附いただきました件数につきましては、5,852件あったということでございます。全体の費用としまして、返礼品代も含めまして、委託料の部分はまだ全額支払っていないという部分もあるかと思っておりますので、現在のところ約4,300万円ぐらいの経費で運営をしておるといふ状況でございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 寄附金の中でふるさと返礼品と通信費を合わせて4,300万円ということですので、実費的には半分以上は町のほうに入るといふことかと思っております。

2月8日の新聞報道で、京都市のふるさと納税の現状が記載されておりました。寄附額は、ここもやはり前年度の7倍近い16億円、過去最高額ということですが、一方で、他都市への流出額も過去最大の40億円で、寄附の受入れ金額と流出額のギャップを埋めるために、さらなる返礼品の充実を目指すと載っておりました。先にも触れましたように、寄附した人の居住地の自治体では、税が控除されることから税の目減りとなるわけであります。町長が施政方針で述べられております、ふるさと納税の趣旨に合った健全な形とは、町長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） これは国によって禁止になりましたけれども、一時期、寄附額を集めることのみを目的に、あまり地元とは関係のない返礼品や返礼割合を使ってというようなこともありました。そういうのは趣旨には合わないといふふうに思いますので、京丹波町におきましても取組を進めてまいりますけれども、例えば寄附額を幾らというのではなく、その取組を進めて京丹波町産の産品を皆さんに広く知っていただく、また、そういう取組を進めていく中で、結果としてふるさと納税の納税額が上がっていくといふような形で取り組んで

いきたいと考えるところであります。

○議長（梅原好範君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） それでは、2点目に、子育て支援について町長にお伺いいたします。

令和元年10月、消費税が10%に引き上げられたことから、子育て軽減策として3歳から5歳までの幼稚園・保育所の利用料が無償化となりました。

しかし、ゼロ歳から2歳までの子どもたちは、住民税非課税世帯以外は無償化の対象から外されております。本町は、保護者の負担軽減として、18歳未満の子どもの中で第3子以降の子どもについて利用料が無料になる制度を継続しておりますが、所得制限などの条件を外し、ゼロ歳から2歳までの子どもの利用料も無償化するべきと考えますが、お考えをお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 現在、ゼロ歳から2歳の保育所利用料につきましては、非課税世帯の利用料は無償、年収360万円未満の独り親家庭等の要保護世帯の同時入所の第2子は半額、同時入所の第3子以降は徴収の免除をしております。あわせて、京都府と町の独自施策によりまして、18歳未満の子どもの中で第3子以降の児童については保育所利用料が無償となる制度を設けているところであります。今後におきましても、一定の所得区分によります負担は継続していくこととしておるところであります。

○議長（梅原好範君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 今回、ゼロ歳から2歳までの子どもの対象となる人数と、この制度の対象外となった人数は何人おられるのか。昨日の西山議員への答弁の中で、この利用料のことではなく、小学校や中学校のことにすることではあったんですけども、その中で、ゼロ歳児は47人、1歳児は46人、2歳児は66人とありましたが、これでよろしいでしょうか。また、この中で第1子は何人で、第2子は何人か。先ほども言われましたように半額ではあるわけですが、何人なのかお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） 現在の保育所の利用者で、いわゆる3号認定を受けておられますゼロ歳から2歳までのお子様については、全部で81名ということになります。坂本議員がお尋ねの、そのうち徴収している人数ということになるかと思っておりますけれども、51名から徴収させていただいているということでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 今後、対象となるこのゼロ歳から2歳児の人数というのは、多分少子化なので減ってくるかと思うんですけれども、どのように把握されているのか、分かりましたらお願いします。

○議長（梅原好範君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） 申し訳ございませんけれども、今後のゼロ歳から2歳児の把握は、ちょっと今手元に持っておりません。

以上です。

○議長（梅原好範君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 先ほど、徴収しているのは51人ということでありました。やはりこれからますます少子化になることは目に見えておりますので、こういった51人という人数がさらに減ってくるのではないかと思うわけであります。やはり子育て支援として、こういったゼロ歳から2歳の子どもの利用料を無償にするということは、先ほどのふるさと納税のことでありますが、そういったことに使われることは考えておられないのか、現在での考えを町長にお伺いしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 現在の考えは、先ほどの答弁でお答えをさせていただいておるところでございます。

○議長（梅原好範君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） それでは、3点目ではありますが、高齢者運転免許証自主返納支援事業についてお伺いします。

高齢者による交通事故の防止を図るため、自主的に運転免許証を返納した高齢者に対する支援事業として、町営バス等の利用券を発行いたしております。

しかし、この利用券は被支援者本人に限り使用となっていることから、配偶者の利用もできるようにしてほしいとの要望をお聞きします。高齢となれば、独りで出かけることが困難になる高齢者も多くなります。利用券の使用制限を見直す考えはないか、お伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 路線バスの利用券でありますけれども、運転免許証を自主返納された方を対象に支援を行っておるということで、その返納された方が対象でありますので、配偶者の使用制限を見直すという考えは持っておりませんけれども、昨年10月から町営バスの高齢者半額乗車券の発行と、本年4月からは、町営バスの乗車運賃を200円に統一して負担軽減を図っておりますので、その辺を利用していただければというふうに考えるところで

ございます。

○議長（梅原好範君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 確かに昨年度から半額となり、また、全体的にも200円ということに改訂されました。確かにそうではありますが、免許証を返したことによって利用券を発行していただくんですが、やはり家族の方にとっては、それも利用させてほしい。大抵病院か買物に行かれるわけですが、なかなかお独りで出かけるということも、足もおぼつかなくなって2人で出るということもありますので、そういった利用の仕方を考えていただきたいというような声がありまして、こうした質問をさせていただいております。

やはり1人でも免許証の返納を促すためにも、利用限度というものをもう少し幅広くしていただければなという思いであります。もう一度そういった見直しをするお考えはないのかお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） 利用券を発行しておりますけれども、それについては1回限りということになっております。今後、さらに支援の幅を広げるということで、その利用券の方法も見直していきたいと考えておるところでございますし、また一方では、外出支援という部分もありますので、そちらのほうもご活用いただけたらというように思っております。

先ほども町長からございましたように、4月から料金自体を200円に統一するということになっておりますし、施政方針にもありましたように、免許返納のほうも、全体で222人の実績があるところがございます。そういったことをいろいろ今後の制度の仕組みの中で検討させていただいて、取組を進めてまいりたいと思いますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） ぜひ検討していただいて、前進することを要望しておきます。

次に、生活保護の申請について町長にお伺いいたします。

新型コロナウイルス感染症が長期化する中、ますます生活困窮者の支援が喫緊の課題となっています。昨年6月定例会での一般質問で、本町のコロナ感染症における影響が出始めた3月以降の生活保護の申請件数は5件で、そのうち新型コロナウイルスの影響が理由での申請は1件であるとの答弁でありました。また、相談の中でも、生活保護を申請するまでは考えていなかったとして、社会福祉協議会の生活福祉資金の貸付けを案内する対応が多かったとのことでもありました。



まず1つには、この申請状況についてお伺いしたいのと、先ほどの総合支援資金の相談のうち3件がまだ審査待ちという答弁もその時点ではありましたが、この審査待ちとなっていた総合支援資金の3件はその後どうなったのか、分かればお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 令和3年2月現在で、今年度におけます生活保護の新規申請件数が10件となっております、そのうちコロナ関連に关します申請は2件となっております。京丹波町全体の生活保護の受給者数というのは、減少傾向で推移しております。

○議長（梅原好範君） 岡本保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡本明美君） 後段のご質問の、審査待ちの3件についてでございますけれども、社会福祉協議会に確認させていただいておりますと、審査の結果、不承認となった分について、特にそういった答えが町の社会福祉協議会に返ってくるということはないように伺ったところでございます。ただ、お手元の受付書類と照らし合わせていただきますと、承認の結果は分かるということで、その時点では不承認となった事例はなかったというようにも伺っておりますので、恐らく承認をされたものだと思いますけれども、申し訳ございませんが、確実な確認はできておりません。

○議長（梅原好範君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 申請状況は10件あって、そのうちコロナ関係は2件ということで、6月時点では1件でありましたので、1件増えたということであろうかと思いますが、全体的には京丹波町においては減少傾向であるということでありました。ただ、審査待ちであった分は多分承認されたんだろうということでもありますけれども、やはりきちんと確認をしていただくことも大事かと思っておりますので、その点はもう一度確認しといていただけたらうれしく思います。

2つには、問題視をされているのが日本の生活保護制度であります。コロナ禍で困窮者が増えているのを受け、厚労省は、昨年12月、ホームページに、「生活保護の申請は国民の権利である」と明記し、田村厚労相も呼びかけるなどいたしました。生活保護利用の資格がありながら利用していない世帯が8割に上り、十分に伝わっていないのが現状であるとしております。

その背景には、厳しい資産条件や扶養照会があります。扶養照会とは、自治体の福祉課が生活保護の申請者の親や配偶者だけではなく、兄弟、孫などの親族に対し、生活の援助ができないかどうか問い合わせるもので、これが申請を阻む大きな壁となっております。田村厚

労相は、扶養照会は義務ではないと明言いたしております。本町では、こうした申請の際、相談窓口の対応はどうであったのか。先ほどもありましたように、生活保護を申請するまでは考えていなかったと言われる方もありましたが、やはり生活保護の申請をためられる方に対して、憲法で認められた権利ですと十分な説明と説得をすることが住民の生活と暮らしを守る自治体の役割だと思っておりますが、こういった申請の際の窓口相談の対応はどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 岡本保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡本明美君） 今お尋ねの、相談のときの対応についてでございますけれども、生活保護につきましては、本町に福祉事務所がないということで、南丹保健所で主体となって対応いただいているところでございます。常に保健所と連携させていただきまして、戸籍ですとか、そういった本町が取得できる書類は取得させていただいて、それを南丹保健所が判断材料として確認されて、その後の調査なり、扶養照会とかについては保健所で対応いただいております。

ただ、今おっしゃっていただきましたように、本年1月末までで南丹保健所とともに連携させていただきました相談については、78件あったということで確認しておるんですけども、やはり緊急小口資金ですとか、そういった社会福祉協議会の制度の利用で救われるといった方が多かったようでして、生活保護の申請については、コロナ関連では2件という結果になっております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 南丹保健所のほうで申請に対する相談等はあるかと思いますが、まず一番身近な窓口でそういった相談等もあるかと思いますが、そのときの第一段階での対応をしっかりとしていただきたい。申請する場合、こういった間違っただけの偏見や誤解、また周囲のこともすごく考えられることもありまして、やはりこの制度の周知というのが大変重要であろうかと思っております。

参考に、他の自治体の取組について紹介をしたいと思います。

神奈川県の小田原市は、市民向けに改訂した生活保護のしおり、これは若手職員の発案でより分かりやすくしており、また、ホームページでも見られるようにしているようです。新潟県の南魚沼市では、生活保護のしおりを改善しただけではなく、保護申請書をホームページからダウンロードできるようにしています。こういったことも参考にしながら、また生活保護という制度を理解しやすく、手が届きやすいように変えていくことも大事かと思っております。

ので、このことも求めておきたいと思います。あわせて、これは南丹保健所にも、ぜひこういったことも伝えていただきたいと思います。

最後に、子どもの貧困対策についてお伺いいたします。

まず1点目に、子どもの貧困の調査について、町長にお伺いいたします。コロナ禍の下、保護者の失業や減給による子どもの貧困は、ますます大きな社会問題であります。2018年、平成30年ではありますが、厚労省の調査では、日本の子どもの貧困率は13.5%であり、7人に1人の割合であると発表されています。少子化で子どもの数が減少しているにもかかわらず、生活保護以下の収入で暮らす子育て世帯が過去20年で倍増したことが、山形大学の戸室准教授の研究で分かったそうです。2016年のデータではありますが、47都道府県中39の都道府県では、10%以上が貧困状態であります。子どもの貧困が全国的に深刻化していることが分かるのではないのでしょうか。

ちなみに、ワースト10のうち、8府県が西日本に集中しております。大阪府は21.8%、和歌山県が17.5%、京都府は17.2%、兵庫県は15.4%、また、10%以下で最も低いのは福井県の5.5%、富山県で6.0%、滋賀県で8.6%、岐阜県が9.4%、三重県が9.5%、秋田県は9.9%となっております。これは、都道府県によって生計費水準や物価水準がそれぞれ異なることもありますが、個々の子どもの貧困の実態を把握するためにも本町において調査をすべきと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 子どもの貧困対策につきましては、毎年内閣府から実施状況が公表されておるところであります。また、京都府におきましても、昨年策定されました第2次京都府子どもの貧困対策推進計画の中で、母子・父子世帯の実態調査や様々な機関からのデータを基に府内の現状についても把握されておるところであります。

そうした府内の実態によりまして、本町での状況を類推しておるところでありまして、本町単独で調査を行うということは、現時点では考えていないところではありますが、子どもの貧困対策として重要な現状と課題につきましては、一般的には生活保護世帯や独り親世帯が増加傾向にあることなど等に注目しているところでございます。

○議長（梅原好範君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 府のほうで計画においてそれぞれ出されておるわけで、本町では単独ではしないということではありますが、やはりこういった実態を把握するということが、今後の子育て施策にも重要ではないかと思えます。貧困線の計算方式とかによって貧困率を割り出すことができるということになっておりますので、ぜひ調査研究を求めておきます。

2点目に、就学援助制度の拡充について教育長にお伺いいたします。就学援助の認定を行う際、本町は生活保護基準の月額1.3倍以下としております。家計に占める教育費負担の割合が高く、負担軽減をするために倍率の引上げ、支給額の拡充をするお考えはないか、お伺いしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 樹山教育長。

○教育長（樹山静雄君） 就学援助の準要保護認定基準につきましては、全国や京都府内の状況から、現時点での見直しは考えておりません。支給額につきましては、国の要保護児童生徒費補助金の補助限度単価に合わせまして、毎年度改定させていただいておるところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 生活保護基準の月額1.3倍というのは考えないということであり、これまでこういったことに関して質問をさせていただきましたが、そういった答弁ではありませんでした。

通告にはないので、ちょっと参考としてお聞きしたいんですけれども、府下で生活保護基準の倍率を引き上げている市町村というのがあるように思いますが、もし把握しておられたら、どのくらいあるのかお伺いしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 堂本教育次長。

○教育次長（堂本光浩君） 京都府下ということでありまして、私がつかんでおりますのは全国でございます。それでよければご報告申し上げたいと思います。

令和2年3月の文部科学省の就学援助費実施状況調査によりますと、認定基準の引上げと緩和をされたのが44市町村、逆に引下げを実施されたのが18市町村ということでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 今、次長が全国の状況を言っていただきましたが、通告になかったので申し訳なかったですが、ぜひまた府下のほうも調べていただけたらうれしく思いますので、その点、要望しておきます。

また、就学援助を受けるときに民生児童委員の証明が必要であります。法律ではこれは求められていないことから不要にするべきであると、これまで何回か質問してまいりましたが、今現在どのような状況になっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 樹山教育長。

○教育長（樹山静雄君） 就学援助の申請の際に必要な、民生児童委員の意見を記載する欄があるんですけども、この記載につきましては、教育委員会の定例会におきまして検討協議をいたしました。その結果、京丹波町就学援助に関する規則を改正いたしまして、昨年10月より不要とさせていただいたところがございます。そういうことで進んでおりますのでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） この就学援助の申請制度も、やはり先ほどの生活保護と同じように条件もありますが、どの子も受けやすいという条件であるべきであろうかと思えます。今年度からと思うんですけども、不要になったということで、一步前進で大変うれしく思います。

これをもちまして私の一般質問を終わります。

○議長（梅原好範君） これで、坂本美智代君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩いたします。再開は、午後1時ちょうどいたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

本日の本会議における議員につきましては、感染予防対策として密を避けるため、午後からも議員6人が別室に移動し、テレビモニターでの視聴をいただきます。あらかじめご連絡しておりますとおり、6人の議員の移動をお願いします。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時00分

再開 午後 1時01分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

現在、着席いただいている席を、本日午後の席順とします。

次に、北尾 潤君の発言を許可します。

9番、北尾 潤君。

○9番（北尾 潤君） それでは、議長の許可を得ましたので質問を始めさせていただきます。

一昨日からとちょっとかぶった質問もあると思うので、できるだけ省こうと思うのですが、質問の性質上、また同じ答えをしていただくこともあると思いますのでよろしくお願いた

します。

丹波地域開発への公金投入に公益性があったかと、新庁舎の建設費が大きな争点となった選挙を経て太田町長が就任し、3年4か月がたちました。先日の西山議員からの質問において、これまでの町政運営の自己採点は、60点から70点という答弁でした。この評価基準については、極端な完全主義者の方とかはまた違った評価ができると思うのですが、一般的には比較的うまくいったという太田町長自身の自己評価ではないかと感じます。

ただ、うまくできなかったなという部分もあっての60点から70点ではないかと思うのですが、先ほど申し上げた大きな2つの争点とする選挙で選ばれた町長として、行政経験がない中で苦勞したこと、難しかったこと、自身の思いと現実とのギャップがあったかを伺います。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） なかなか難しい質問でありますけれども、3年前、選挙の争点となりました公金投入のことでと庁舎のことを取り上げられておりますので、そのことを中心にお話をさせていただけたらというふうに思います。

ギャップがあって難しかったことについては、決して簡単なことは一つもありませんで、難しいことばかりであったというのが私の正直な印象であります。

またその中で、まずは公金投入の関係につきましては、住民訴訟ということもされている中で、まず一番の問題は、町民の皆さんに改めての説明が全くされていないということが問題であったと思いましたので、その説明をまずは行う、その上で問題があれば、調査委員会等を設けて調査していくというような方針でおったわけでありまして。その中で、タウンミーティングの中で説明をさせていただき、町民の皆様からのアンケートによりますと、おおむね多くの方が理解できたというようなことになりました。判決は判決として、今も二審まで結審したところでありまして、法的な瑕疵はなかったということが現時点で言われております。ただ、そうは申しましても、住民訴訟というようなところまで発展しましたので、非常に残念な経過でありますので、やはりそういった大きな施策はもちろん、いろんな施策も含めてしっかりと説明責任を行っていくということが非常に重要だということを再認識したところであります。

もう一方の新庁舎の建設につきましても、非常に苦勞というわけではありませんが、就任して、今でこそといいますか、今、合併特例債の期限が延長されることが決定されておりますけれども、当初はそういったことも何らない中でありまして、一定合併特例債の期限内に建設する、それがなくなるともう建設するチャンスもなくなるというようなことでありまし

たし、そういう中でいかに建設費を下げていくかということで非常に焦ったといえますか、緊張感を持って進めていくべきということで取り組んできたところでもあります。

難しいご質問の答えになりますので、そういったことを今、思い返しておるところであります。

○議長（梅原好範君） 北尾君。

○9番（北尾 潤君） 就任後は、スローガンである「健康の里づくり」を実現するために、「行政の公正化」、「環境整備」、「暮らしの安心・安全」、「子育て支援」、「産業振興」の5つの柱に沿って進められてきましたが、当選された選挙において2つの争点や、また初年度の施政方針などを振り返り、町政運営の評価を伺います。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 先ほどの選挙の争点で、丹波地域開発への6億700万円の話はある程度させていただいたんですが、やはりその中でいろんな課題があって説明をしてきたわけですけれども、またさらに自らも律するという意味で、先ほど谷山議員のところでも質問がありましたけれども、政治倫理条例の制定もさせていただいたところでもあります。

庁舎につきましては、集約する範囲を見直しまして、一定の経費の削減を行いました。当初は4億円以上の削減ということでやっておったんですけれども、その後、建設に当たって入札不調等もありまして、2億円台の圧縮にまで縮まったわけでもありますけれども、そもそもの大きさを建てていたら、やはりもう少し建設費の上昇もあったので、実際に削減したのはそれ以上にあると思うんですけれども、そういった結果になりました。

また、建設の中身につきましては、最近完成間近になりまして構造見学会等で議員の皆さんも、また町民の皆さんも見ていただきましたけれども、町内産の木材、先人が植えて育てていただいた木材を使った庁舎が造れるということは、非常によかったというふうに考えておるところであります。

また、庁舎とともに図書館のことも言うておりました。図書館についても、図書館自体を建てることは財政的に困難ですけれども、代わるような機能のものとして何とかならないかということで、新庁舎の中に図書館の機能の一部を持たせるということで取組もさせていただいているところでもあります。

それから、インターネット環境の整備で移住定住促進につなげたいということも考えておったわけですが、ケーブルテレビの民営化につきましては、非常にいいタイミングでできましたし、また、ケーブルテレビの光ファイバー化する助成金も当たったりして、また、提案いただいた業者が今の敷設しております町のケーブル等を継続利用していただくとか、

従業員についても継続雇用していただけるということで、非常にいい条件で民営化ができたというふうに思っておるところでございます。

以上であります。

○議長（梅原好範君） 北尾君。

○9番（北尾 潤君） ちょっと僕とは立場が違う人からも、聞いといてと言われたので教えていただきたいんですけども、今、町長からもありましたけど、丹波地域開発の問題と新庁舎の建設コストの削減というところで、町長の1年目の施政方針で、丹波地域開発株式会社への公費投入の件につきましても、改めて調査し議論をした上で、町民の皆様の説明させていただきたいと考えておりますと言われております。また、新庁舎建設についてですが、課題となっております建築コストの縮減を図るため、ランニングコストなどの再点検を行い、最適化を図ってまいりますと言われております。この分で、丹波地域開発の件も、前とほぼ同じことで、特別新しいことじゃなくて、前町政が説明したことをもう一回タウンミーティングでしたということで、そこで納得した方もいらっしゃるかなと思うんですけども、こんなだったら前から説明されているぞという意見も聞きます。また、今町長からありましたように、公約に入れるくらいなので、もっと建設費を縮減してもらえるものだと思ったら2億円かと。その点は、材料とかの建設費のもともとの値上がりなんかは僕は説明するようにはしているんですが、ただ、この2点をすごく期待して町長を選んだのに、どうなんだというところなんですけど、もう一度この部分の評価をお願いします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 丹波地域開発の問題につきましても、十分に説明がされた中で同じ説明をまた繰り返したという評価だと思いますけれども、多くの町民の皆さんからは、初めて聞く話であるというようなことでありました。当然それは議会でも議決してもらっていますので、その議論を見られた方もいらっしゃると思いますし、また、議員の皆さんもそれぞれの支援者の皆さんにしっかりと報告をしておく必要もあったかと思うんですけども、この話についてきちんと説明されたのは初めてだという意見も聞いたところであります。

確かにさらに調査をということになりますけれども、司法判断も入っていったところでもありますので、その説明をしたりする中で、いろいろ解明すべき点が出てきた場合に行うということで、当面は、説明をさせていただく中で納得いただいたので、あとは司法判断を待っているというようなところでございます。

あと、庁舎の関係でありますけれども、確かに議員がご指摘のとおり、人件費等建設コストの上昇というものもありまして、コストが上がりました。そういう中で、建築契約が成立



せず再入札になったことで、そこでもコストを上げざるを得なかったということもあります。29億円が32億円ほどになっておりますので、もともとの大きさを造った34億円も、それなりに上がっていたのではないかと思いますけれども、しかしながら、公約として挙げておいたものが2億円しか下がらなかったというのも事実でありますので、その点については、そういう受け止めをされている方もあるということで理解をしておきたいというふうに思うところであります。

○議長（梅原好範君） 北尾君。

○9番（北尾 潤君） 町長がおっしゃるように、受け止め方で大分違ってくるんだろうなどは思います。

それでは、3つ目の質問に入ります。

昨年2月から新型コロナウイルスの全国的な蔓延で、町政運営にも大きな影響を及ぼす想定外の事態に見舞われています。この未曾有の事態において、大型補正を組んで、10万円の給付を京都府内でもいち早く完了し、プレミアム商品券発行などの町独自施策での経済活動の支援のみならず、本町の医療・子育て・教育を町行政一丸となり支えてきたことは、大きく評価したいと思います。

しかし、今回の施政方針では、現在のコロナ禍の対応は述べられていますが、コロナ以降の本町の置かれている状況や今後目指すべき町のビジョンが見えにくい。これから各施策を計画、実行、実現するためには、行政トップが「こんな京丹波町にするぞ」という強い思いを執行部以下、職員及び町民に伝え、浸透させることが重要と考えます。

本町の置かれている現状及びこれからの方向性、ビジョンを伺います。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 新型コロナ以降、1年余りが経過したわけでありましてけれども、今、緊急事態宣言が京都府においては解除されるということで、その後、ワクチン接種が始まるというようなことで非常に収束に向けて期待が高まっているところであります。

一方、また再拡大の傾向があったり、ウイルスも変異株が発見されたりということで、ワクチン接種につきましても、医療体制が大都市部に比べますと脆弱な本町にあってどう進めていくか、非常に課題があるところであります。

そういう中で、観光ですとか、飲食業など影響を大きく受けたところもあるというふうに考えているところでありまして、この後また補正予算もご審議いただくことになるわけですが、しっかりとコロナ対策についても進めていきたいと考えております。

今後のまちづくりにつきましては、議員ご指摘のとおり、グランドデザインを示して町職

員とともにそれに向けて進んでいくというのは、町長の責任であるというふうに思います。今の時点で見えていないとおっしゃるわけでありませけれども、そのとおりかもしれませんが、今までから申しております「助け合いと活力ある健康の里づくり」、少しイメージだけ先行で具体策がないとおっしゃるかもしれませんが、そういったことと、その中で重点にしておりました施策をしっかりと行うこと、安心・安全なまちづくりでありましたり、また、コロナに対してもしっかりと対応できるまちづくりを進めていきたいと考えているところでもあります。

○議長（梅原好範君） 北尾君。

○9番（北尾 潤君） 質問にコロナを入れてしまったので、ちょっと分かりづらくなってしまったかなと思うんですが、別にコロナのことではなくて、コロナにならなかったとしても、今後のまちづくりをどうしていくんだというのは、僕は質問のたびにさせてもらっているかなと思うんですけど、太田町長から結構見えづらいなと思っています。

例えば、昨日から複数の議員もこの部分に触れて、この後も多分山田議員から質問が出ると思うんですが、施政方針の中で、時代の変化に対応した新たな種をまいて、それを育てる努力を続け、本町をこの後さらなる高みへ押し上げてまいりますというのがあります。多分僕と町長の認識の違いが、その後のいろんな部分に関わってくるのかなと思うんですが、この部分にすごく違和感を感じています。それがいろんな議員からも質問が出てくるのかなと感じます。

どういうことかというのと、やっぱりさらなる高みへ押し上げてまいりますというのは、結構上り詰めた人とか、ある程度の高い水準にいる人が言う言葉じゃないかなというふうに思います。高い水準まで僕らは今いるんだろうか、結構厳しい状況に置かれているんじゃないかなというところで、現状をどういうふうに分析しているのか教えてくださいと聞いたんです。そこの部分の認識が変わってくると、今後の方向性、ビジョンというのも変わってくるかなと思うんですが、この部分というのはどのように考えているのでしょうか、お願いします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 何人かの議員からも質問を受けておりますけれども、その表現として「さらなる高み」というのは、今既に高みにある人が使う言葉で、京丹波町はそんな状況にないとおっしゃるのかもしれませんが、やはり町としても、個人としても成長していくということが重要だと思いますので、成長していくということを表しているというふうに理解をするところで、そういう認識で使った言葉でございます。

○議長（梅原好範君） 北尾君。

○9番（北尾 潤君） もしかしたら職員が作った文章かなと思ったりもするので、あまり細かく指摘してもしょうがないのかなと思うんですが、「さらなる」と書いてあったら、それは今高い水準にいるんだろうと普通に思いますし、そうしたらすごく心配になってきます。京丹波町は今どういうところにいるんだろう、どういう状態なんだろうというのをどんなふうに分しているのだろう、認識しているのだろうとすごく心配になってくるのでこういう質問をさせていただきました。

じゃあ、現状がそうだとした場合、これからの方向性、ビジョンなんですけれども、やっぱりトップとして方向性、ビジョンを示すのが一番の仕事なんじゃないか。施策のいろんなものというのは、多分町長1人だととんでもない情報量になってくるので、それはもう優秀な執行部以下、職員の人たちに任せるとして、ただ、基となるビジョン、方向性というのを必ず持っていないと、ただ単にほかの自治体を見て、これ良さそうだなとか、これ補助金出るわとかでやってしまうというふうになったら、僕は京丹波町はもう終わっていくんじゃないかなとさえ思っています。

ちょっとそれが心配になったのが、新春互例会で町長が、京丹波町は大きなビジョン3つに取り組んでいますとして、新庁舎の建設、認定こども園、あと、マリオットグループのホテルを誘致しましたと、この3つを言いました。そのときに、3年と4か月たった町長が、前町政のやっていることを3つ言うということで、それも行政の継続性でしようがないのかなとあるんですが、3年4か月の間で町長がこれをやった、こういうふうに思っているんだ、こんな種をまいているんだというのがなかなか出てこなかったのは、すごく心配です。それが1点。

2点目なんですけど、もう一個心配があって、これは町長が西山議員の質問に答えられていたことで、ちょっとその後聞きたいなと思ったんですけども、庁舎も認定こども園も建てるのが目的じゃなくて、その運営をこれからどうやっていくかが大事なのだというのがありました。まさにそれで、すごく高くなるぞと批判を浴びたのに、何で木造建築にするんだろうかというところで、町長がもし建設費を削減しようと思ったら、木造じゃなくて、多分もっと大きく削減する方法があったと思うんですけど、それを選んだというのはどういう思いに基づいてなんだろうか。また、認定こども園も10億円を超えるようなものにするということで、町民全員が使うものではないのに、何であそこに十何億円もつぎ込むんだろうというのが、町をこうしていきたいという思いに基づいていないと、本当に造っただけになってしまうなと思います。もう少しその辺の思いというのがあればお願いします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） いろんな施策がどの時点で始まって、誰のところで完成するのかわかるのがありますけれども、マリオットのホテルも、強引に引っ張ってきたというものではありませんで、そのときに町長であったということになるかもしれませんが、庁舎にしてもそうですし、認定こども園にしてもそうですけれども、今時点で建設がされて、それが町民の皆さんの利益につながるといいますか、環境の整備につながっているということではあります。誰がというようなこともあまり意識はしておりません。

それと庁舎でありますけれども、コスト削減という意味では他に方法があったかもしれません。例えば、海外からの輸入材の鉄骨で造ったらもっと安くできたかもしれません。しかしながら、そういうことをするには何ら意味はないと私は考えるわけでありまして、やはり森林があるまち、また、先人が苦労して植えて育てた木材があるまちにあって、それをしっかりと活用していくことが重要だというふうに考えてます。その森林の価値自体が見直しをされて、温室効果ガスの取組でもそうですし、パリ協定等とか見直しがされている中で、森林の価値というのを最大限に生かしていくということを庁舎なり、認定こども園の中で考えたわけでありまして、また、それを今後のまちづくりの中でも、森林を生かしたまちづくりというのはしっかりと進めていく必要があります。そういうシンボルとして庁舎なり、認定こども園があるわけでありまして、森のまちで森を生かしたまちづくりを進める中で、やっぱり鉄骨の庁舎にするというのは妙な話でありますので、そこはしっかりと町内産の木材を活用してやったことには計り知れない価値があるというふうに考えているところであります。

○議長（梅原好範君） 北尾君。

○9番（北尾 潤君） 何か合っているようにというか、建物だけではなくて、その理念も受け継いでいるように、やっぱりちょっと熱というか、全然違うのかなと思うのが、僕、前町長に大分前に、木造建築でいくんだと、お金はすごくかかるってことを知った後に、何で木造にこだわるんだと聞いたんです。もちろん見た目とかを含めて、今町長の言ったように森林のまちということで木材でやるんだとしたら、中鉄骨で外木材でも見た目はいいんじゃないかなとか、そんなふうに言ったときに、やっぱり京丹波町の歴史、山の中、森林の中にあった町が3町合併して、もっと昔から言ったら村もあったんですけど、いずれにしても山林の中にあった、今も83%木に囲まれているというところで、もうこのまちはそれを資源として考えなきゃいけないんだと自分は思うということで、森林資源システムという、どれぐらい森林があるかというシステムを導入して、京丹波町にどれだけ資源があるかというのを計って、そこからスタート、途中なんですけど、そこで自分たちがどれだけの財産を持

っているんだというのを把握したいというところで、そんなのを取り入れました。

また、それよりも前に、林業大学校を誘致しました。これも、林業ってちょっと斜陽産業のように思われて、高齢化も進んでいるというところを全く逆に考えて、若い人たちもここが林業、森林のまちだというところを分かってもらって、自分たちがそう思いながら生活してもらいたいという思いで林業大学校を誘致しました。また、皆さんご存知のように、下川町との友好交流協定締結。町長も下川町に行ったと思うんですが、先進事例をお互い情報交換するために、一番最初は向こうから結構与えられることも多かったのかなと思うんですけど、日本の中でもトップクラスの森林の友好町をつくって、意見交換、情報交流をしました。

また、薪ストーブの補助。これも早く導入しまして、石油燃料ではなくて薪ストーブ、電気ではなくて薪ストーブで暖を取るという姿勢を示します。地域熱供給システム、それこそ新庁舎にもしかしたら入れる予定があったんじゃないかと思うんですが、経費縮減で見直されたのかなという部分もあるんですけど、新庁舎を木で造るだけじゃなくて、この地域熱供給システム、和知に造ってあるんですが、このシステムを導入して、暖を取るのも新庁舎は木を使いますという、そんな思いも最初は聞いていました。

また、林野庁との人事交流。京都トレーニングセンターは、これを造って京丹波町に京都府で一番大きな木造建築物を造るということにこだわっていました。

また、バイオマス産業都市構想。これは、すごくでかくしなくてもいいかなと思うんですが、ただ、こういうのを打ち出すことで、住んでいる町民みんなが、うちのまちは、こういう木を使った循環型の資源でやっていくまちなんだという、そんないろんな施策をする中で1つとして新庁舎を木で造るということだったように思っています。だから、新庁舎を木で造るという表面的なことだけではなくて、ずっと歴史が、今後こういう町をつくっていくという思いがあって、それで新庁舎を木造建築にするというふうにごく熱く語っていたのを覚えています。

まだいっぱいあるんですけど、取りあえず町独自の施策として木を使ってやる施策を今、挙げさせてもらいました。

またちょっと長くなるんですけど、認定こども園もそうです。ファミリー・サポート・センター事業ってあるんですけど、これも2期目じゃなくて1期目からすぐ始めて、地域の方々に児童を見るという事業です。これで安心して子育て世代に人に働いてもらえるということで、これのすごいところは、最近ちょっとどうなっているのかなと調べたら、ファミリー・サポート・センターとネットでほんと打ち込んだら、1期目は厚生労働省、2期目が京都市のファミリーサポート、3期目にもう京丹波町が出てきて、その後大阪、東京が出て

くるというぐらい京丹波町が早く取り組んで、何とか安心して子育て世代をサポートしていきたいという施策でした。今もそのように出てきます。学童保育で対象年齢を4年生以上に拡充したのもそのときですし、保育所の受入れ児童の対象年齢を10か月に下げたのもその頃です。

あと、今も続いている「京丹波・ぬく森のイス」プレゼント。また、これも超先進事例で、中学までの医療費実質無料化をやっていたら、府が補助金を出してほかの自治体もやり始めたので、今度真っ先に18歳までの医療費実質無料化を始めました。もう今は府が追いついてきているような感じで、常に京丹波町は、子育て支援に関しては先へ先へと進んでいました。

また、町立の幼稚園、小中学校にエアコンを導入したのも早く、本当に僕、そのとき実感したんですけど、近隣の自治体の小中学校がエアコンを導入されていなくて、猛暑で暑いといって扇風機を入れたら熱風が来るようなことを保護者がすごく嘆いたのを、京丹波町はもういち早く小中学校全部に導入して、快適な環境で授業を受けさせることができていました。

また、小中学校の通学バスの補助もしています。あと、これも保険会社の人びびくりされたんですけど、自転車通学の保険加入が強制になったときに、もうすぐに次の年から全額補助を出しました。

こういうのがあって、子育て支援の中で、認定こども園は十何億円かかってもしっかりしたものを造ろうということで、認定こども園はでかいのを1個造るからどうかではなくて、子育て支援をしっかりしたいというのがあって、それでこども園なんです。

そういう誰がどう見ても、この町長はこういうことがしたいんだろうというのが思い切り伝わってくるような感じだったんだけど、なかなかそれが太田町長から伝わってこないなと。独自のことで、施政方針を見ていて確かにあるにはあります。先ほど言われた図書館機能の補完施設を新庁舎内に設けるとか、あとこれはやってほしいんですけど、病児保育に取り組むという部分なんかはすごくいいと思いますし、町営バスの乗車運賃を200円に統一し、高齢者は半額、これも免許返納を補う施策としてすごくいいなと思います。ただ、前町政の継続分を施政方針から除いたときに、この施政方針を見て、京丹波町の施政方針だと分かる人っているんだろうかと思うぐらい、町長の思いというのがなかなか入っていないか、伝えられていないんじゃないかなというふうに思います。いかがでしょうか。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） ご指摘は真摯に受け止めて、対応してまいりたいと思います。

○議長（梅原好範君） 北尾君。

○9番（北尾 潤君） 町長個人としては、人的にすごく優しい方だと思っていますし評価はしたいんですが、やっぱりトップとして方向性を示すということについても、これが一番大事だと思うんですけど、それがなかなかできていないんじゃないかなというふうに思っています。

これはちょっと職員さんに怒られるかもしれないんですけど、見ていて職員さんは楽じゃないかなと思います。別に怠けているとかではなくて、町長がトップで楽なんじゃないか、もっと昔はびりびりしていたなというふうに感じています。やっぱりトップがどうしてもやりたいことがあって、職員たちを叱りつけてでもやりたいことがあるぐらいのほうが、町というのは伸びるんじゃないか。

先ほどの最初の話になるんですけど、やっぱり前提の認識が違っていたら、この辺の溝って埋まらないなと思います。僕は、やっぱり京丹波町の少子高齢化についてはすごく危機感を持っていますし、24年前に京丹波町と関わり始めて、15年ぐらい前に住民票を移したんですけど、どんどん飲食店が減っていきます。経済規模もどんどん縮小しているなと感じます。そういう危機感の中で、次の4年間をどう過ごすかは、京丹波町の存続に関わるくらいすごく大事なんじゃないかというふうに思っています。

ぜひ町長が次に誰かと話すときは止まらないくらい、今町長はぼんと何行かの文章を言って終わりだったんですけど、前町長は止まらなかったです。町をどうしたいんですかって聞いたら、こっちが話を終わろうとするまで止まらなかったです。そういう夢のある、どんな町にしよう、どんな方向に向けていこうというのが話せるような首長に次、なってもらいたいと願ひまして、一般質問を終わります。

○議長（梅原好範君） これで、北尾 潤君の一般質問を終わります。

次に、山田 均君の発言を許可します。

12番、山田 均君。

○12番（山田 均君） 日本共産党の山田 均です。令和3年第1回京丹波町議会定例会における私の一般質問を行います。

初めに、3月3日の一般質問で、鈴木議員から住民訴訟の大阪高裁判決についての質問がありました。原告76人の1人として、私も所見を申し上げておきたいと思っています。

原告の訴えは、大阪高裁でも棄却されましたが、裁判所は、借金が返済できなくなり、倒産の可能性を生じたことから補助金を交付することにしたものと認められると判断しています。当時、6億700万円の公金投入が必要とする説明では、丹波マーケスは健全経営をし

ていると強調されました。経営実態を見ますと、創業して10年間の丹波マークスの売上総利益額を1年間で平均すると、1億8,639万3,529円でした。借金をした返済額は、毎年8,079万円の返済額です。年間売上総利益額の43%を返済額が占めているのです。ですから、返済の繰延べを毎年毎年繰り返してきました。

鈴木議員は、銀行支店長もされていた方ですが、こんな会社にお金を貸せますか。しかも、10年平均ですが、売上総利益額の23%が未収額になっていました。また、第三セクターと言いながら、丹波マークスの経営状況が分かる詳しい資料を請求しても、企業秘密と言って公表しなかったではありませんか。

また、鈴木議員は町民に選出された議員により、賛成多数で可決された……

○議長（梅原好範君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時42分

再開 午後 1時42分

○議長（梅原好範君） 会議を再開します。

○12番（山田 均君） 当然私の所見を申し上げておりますが、中身を言わないと分かりませんので、申し上げておるわけでございます。

町民に選出された議員により賛成多数で可決された議案で、結果が民意そのものであると言われましたが、町民は議員に全てを委任しているわけではありません。しかも、8対7の僅差であったことは、多数の町民の納得と合意が得られていなかったということです。ですから、町民は選挙で、現職町長に厳しい審判を下したではありませんか。しかも、元町長は借金をした会社の代表取締役で、当事者です。そして、個人としても保証人でした。大きな権限と権力で借金の残額6億700万円を公金投入で返済したことで、元町長は借金の当事者と保証人から解放され、大きな利益を手に入れたとの指摘もあります。そのとおりではありませんか。

また、国の指針では、第三セクターの経営責任を、まず明らかにするように指摘していることも申し上げておきます。

また、裁判費用の問題についても、税金で高額な費用負担について検証すべきと、住民訴訟に参加した町民が悪いことをしているような、肩身の狭い思いをするような発言でしたが、やむにやまれない気持ちで、税金の使い方がおかしいと声を上げた勇気ある町民こそ、公正に評価されると確信します。おかしいことはおかしい、声を上げることが大事であり、当然のことだと思います。また、私も参加したいが、立場があるので参加できない、頑張ってくださいという方が何人もあったことも申し上げておきます。



結論は簡単です。町長が裁判を和解すれば、弁護士費用は要りません。あわせて、投入した公金が返還され、町財政に何億円の金が入ることになります。大きな町民の利益になります。

大事なことは、議会や議員が町民の立場に立って、一つ一つの議案に向かうことです。今、議員定数問題でアンケートも実施されておりますが、少数精鋭ではなく、町政をしっかりとチェックするためには、幅広い町民の代表が議会には必要です。議員定数は人口だけでなく、合併した広い面積も考えるべきです。私は、議員定数は16人が必要と考えています。

私は、日本共産党の議員として、住民こそ主人公の立場をしっかりと堅持して、最後まで全力で頑張る決意です。こうした立場から、施政方針について、新型コロナウイルス感染症対策について、農業振興についての3点について、町長にお尋ねいたします。

施政方針で、時代の変化に対応した新たな種子をまき、それを育てる努力を続け、本町をさらなる高みに押し上げてまいりますとあり、質問を通告しておりましたが、3日なり、先ほどの質問なりで、それぞれ重複しておりますが、お尋ねしておきたいと思います。

新たな種子をまき、育て、さらなる高みへ押し上げることについては、基本理念である、助け合いと活力ある健康の里づくりの5つの重点施策の取組を一つ一つ積み上げていくことがさらなる高みへ押し上げると、こういうことでした。町長としては、まちづくりの大きな柱、先ほども北尾議員からもありましたけれども、こういうものは必要ないと考えておられるのか、まず伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 3日の一般質問から4人目のご質問でありますので、中身については重複するかと思いますけれども、当然まちづくりの基本になるものは必要ないとは考えておりません。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 議員の大先輩の方が、まちづくりの目標というのは、小中学生でも分かることが大事だと言われたことを思い出します。町長としては、例えば子育て日本一とか、福祉のまちとか、有機の里とか、こういうような大きな太いまちづくりの柱をしっかりと持って、それを中心にまちづくりを進めていくということが私は必要だと思えます。町長はそういう大きい柱をしっかりと据えて持っていくと、その柱はどのように考えておられるのか。それは必要ないということなのか、併せて伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） ですから、まちづくりの基本方針というのを私も言うところ

ありまして、それが必要だというふうには考えておるところであります。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 健康の里づくりというのを挙げておられるわけでございますけれども、それならそれが大きなスローガンということなのか、柱ということになるのか分かりませんが、私は、大きな柱というのがしっかり必要だということを申し上げたわけで、それは今の時点ではどのように考えておられるのか伺っておきたいと思います。町長は、京丹波町という船の船長でございますので、京丹波町をどこに向けて船を進めていくかという責任もあるわけでございますし、それを町民にしっかり示すということが必要だと思うんです。やっぱり羅針盤をしっかり持って進めていかなければ、船は難破することもあるわけですから、京丹波町はこういう方向に行くまちづくりを進めるんだなということが小中学生でも分かるように、私はしっかりそういう柱を据えるべきだと思っているんですが、もう一度伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 前回の選挙のときも、助け合いと活力ある健康の里づくりということで取組をしてきたところでありまして、それは柱ではないとおっしゃっているのかも分かりませんが、例えばどういうことをおっしゃっているのか、それでは不足だということなんでしょうか。お聞きをしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 私が不足とかどうこういう問題ではなしに、町長はどういうふうに考えているのかということをお伺いするわけで、町長が健康の里づくりというものが大きい柱ということであれば、そうなんだということで、それはそれで私は聞きたいわけでございます。そういう確認の意味でお尋ねしたということでございますので、その点を再度申し上げておきたいと思います。

次に、行政の公正化について伺います。

町民と一体となってまちづくりを進めるために、しっかり説明責任を果たしていく必要がありますと言われております。具体的にはどんなやり方、方法で説明責任を果たそうと考えておられるのか、伺っておきたいと思います。

また、行政のデジタル化を計画的に取り組むというようにされておりますが、問題点、課題について伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 施政方針でも申し上げましたけれども、タウンミーティングを継続し

て開催する中で、町民の皆さんと対話をするということが重要だと考えております。その中でいろんな問題、出席者の固定化等の問題もありましたので、ケーブルテレビとか、ホームページとかいろんな方法、また最近のコロナによりオンライン会議等のシステムを使いながら開催ができないかなというふうに考えております。

デジタル化に関しましては非常に遅れておるところでありまして、いろんなことで進めるべき余地というのはたくさんあると思います。例えばこの議会にしても全然デジタルになっていないわけでありまして、そういったことも含めて行政のシステムもまだまだ未完成なところがありますので、リモートワークといっても、職員もなかなかできないという状況になっておるところであります。

そうはいいまして、共同運営でやっている部分もありますので、幾らでもコストがかけられるというわけでもありませんので、そういうことも踏まえながらやっていく必要があるのかなというふうに考えておるところであります。

デジタルにすることが目的じゃなしに、デジタル化することによっていろんな仕事のやり方等が変わってくると思いますので、そういったことも含めて国とともに取組をしていく必要があるというふうに感じておるところであります。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 説明責任の問題については、タウンミーティングなり、インターネットなり、ケーブルテレビの活用ということも当然言われました。

一番大事なのは、行政側から一方的に説明ということではなしに、双方向型が必要だと思います。議会でもこの間、新庁舎建設事業に関わって議案が2回も否決されまして、そのときも町長は説明不足であったと言われました。住民代表の機関である議会に最大限の情報、資料を提示する、また委員会等を開催して十分な説明を行う説明責任が、行政の公正化というふうに考えるわけですけれども、町長のそういった、議会も含めて行政の公正化、説明責任の仕方についてもう一度伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 先ほどの答弁と変わらないんですが、タウンミーティングではいろんなやり方も踏まえながらやっていきたいと考えておるところであります。

議会で否決になったということに関しましては、十分に説明したつもりでおりますけれども、ご理解をいただけなかったということで、結果として説明が不足したんであろうというふうに推察したところでございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 行政のデジタル化の点について伺っておきたいと思います。行政手続のオンライン化など広域的な運用を考えますと、そういう面では寄与する面もありますけれども、行政の窓口では、助言や相談など、人と人との対面によって、実態に沿ったきめ細やかな対応が必要なケースが多くあるわけで、デジタル化だけで行政サービスの向上にはつながらないというふうに思うんですけれども、そういう点についての町長の見解を伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 議員ご指摘のとおりと考えます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 3点目に、環境整備についてお尋ねをしておきます。新庁舎建設工事と併せて周辺整備や関連する道路拡幅工事等の整備を一体的に進め、10月中の開庁に向けて工事を進めるとされております。開庁時に、ちょうど蒲生野中央線や国道27号線の改良などの整備が完了するのかどうか伺います。

また、木材利用のシンボルとして全国に発信するとされておりますが、本来の目的である民有林の活用についての考え方も併せて伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 12月定例会で篠塚議員からご質問いただき、答弁をしている内容でありますけれども、町道蒲生野中央線に係ります工事につきましては、庁舎完成までには、国道9号の交差点から町道蒲生野中央北線交差点までを工事完了ができるように進めているところであります。残りの国道27号までの間につきましては、現在、用地の協議中でありまして、協議の中で整ったところから順次、工事を進めていきたいというふうに考えております。

また、全体の完成時期でありますけれども、用地協議や関係機関との協議がありますので、今の時点ではっきりと申し上げられませんが、早期完成に向け努力をしまいたいと考えておりますし、27号からの狭小部分の解消も図っていきいたいと考えております。

なお、木材の利用につきましては、町有林をモデルとしまして、植えて、育てて、切って、使って、また植えるという循環型の森林経営を実施しております。町有林で培った技術を民有林で生かしながら、少しでも森林所有者への還元が図られるよう、関係機関とも連携を図りながら支援をしまいたいというふうに考えておるところであります。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 道路改良については、庁舎完成と合わせて完成というのはなかなか

厳しいという状況もあるんですけれども、要するに、用地の交渉とか、国交省との協議というのも当然必要になってきます。町長として、特に用地交渉とか、国との協議など、その先頭に立って取り組むことが必要だと思うんです。町長としては、そういう先頭に立ってやるという考えなのかどうか伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 当然町の最高責任者でありますので、その役割に応じて業務は行ってまいります。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 木材利用の関係ですが、木材利用のシンボルとして全国に発信するというのであれば、伐期を迎えている民有林の活用というのが優先課題だと思います。昨年11月2日の京都新聞の丹波版の口丹随想というところに、株式会社八木原木市場、代表取締役谷口忠武さんの林業政策への提言が掲載されました。事業を再生させ、健全な森林管理ができないものであろうか。現在の材価と必要経費の額から考えると、林業収入だけではとても無理であると真剣に考える為政者の出現に期待する今日この頃であると述べられております。当事者が林業収入だけでは無理と言われている現在の中で、やはり木材の幅広い活用が必要だということに思うんです。

今日も午前中に、東議員から岡山県の西粟倉村の取組の提案もありました。全国でも先進事例にもあるように、やっぱり地域内循環型の取組で、皆伐型ではなく間伐を中心にした木材利用で幅広く有効活用する、こういう取組方法で企業の育成や雇用の拡大など、官民一体で推進する取組を考える必要があると思いますし、こうした取組こそが木材利用のシンボルとして全国に発信できると考えます。町長は先進事例を大いに参考にしたいと先ほども答弁されました。やはりそういう面では、地域循環型の取組を基本に考えていくということが必要だと思うんですけれども、改めてお考えをお聞きしておきます。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） そういった方向で検討を行ってまいりたいというふうに考えます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） ぜひそういう取組を進めていただきたいし、大いに期待をしたいと思います。

4点目です。議会で新庁舎建設工事現場の踏査を、2月2日に実施しました。2階部分の大会議室のはりに鉄骨が使用されておりました。新庁舎建設では何本の鉄骨が使用されているのか伺っておきたいと思います。

また、これまでの説明では、鉄骨を使用する説明はなかったと思うんですが、鉄骨を使用するというのは当初の段階から決まっていたのか、また、鉄骨の使用は当然のことということで、説明する必要はないと考えておられたのかも併せて伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 鉄骨材につきましては、柱の間隔の距離を長く取る、1階の防災会議室でありましたり、小会議室や2階の会議室のほりとしまして、15か所で使用しております。

新庁舎の構造につきましては、これまで木造、それから鉄筋コンクリート、一部鉄骨造で、適材適所に製材や集成材、鉄骨材、鉄筋コンクリート材を使用するということを繰り返し繰り返し説明を行ってきたところでございます。

以上であります。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 繰り返し繰り返しということでございますけれども、図面の中ではなかなかそういうのが分からなかったということもあるわけでございます。

次に、柱にひび割れのある写真が議員のホームページに掲載されておりますが、ひび割れの対応はどうされるのか伺います。また、ほかにもひび割れの柱等はないのかどうかも伺っておきたいと思います。乾燥もしているのになぜひび割れが起こるのか、背割りという方法も言われておりますが、そういう必要はなかったのかも併せて伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） ホームページがよく分かりませんが、2階の大会議室の組立て柱におきまして、木材の性質上、大気中の水分量の変化によりまして材面に乾燥によります表面割れ——干割れと言われるようなものが発生する場合があります、これが貫通割れに発展するということはまれだというふうに聞いておるところであります。

柱につきましては、背割りとかいう方法もありますけれども、今度の柱につきましては防火の焼けしろ、燃えしろ部分も確保する必要がありますから、そういったことにはなっておりません。

木造建築におきまして、干割れというようなひびが発生するのはよくあることというふうに聞いておるところでありまして、また、柱自体は日本農林規格の認定を受けておりまして、構造上は全く問題ないものというふうに考えておりまして、それが問題があるということであれば、JAS法の否定につながるということになるかと考えるところであります。

木造建築物の場合は、そういったひびが入ることはあるかもしれませんので、全部を調査

したわけではありません。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 建物を建てているわけでありますから、その業者としてもしっかりと確認をして、大丈夫だということがあったとしても、やっぱりその把握は必要だと思いますので、その点は申し上げておきたいと思います。

5点目に、暮らしの安心・安全について伺います。東日本大震災、福島原発事故から10年、いまだに約4万2,000人の被災者が避難生活を強いられています。原発事故は、一度起これば取り返しのつかない被害と損害が起こります。原子力防災については、万一の事故に備え、住民の安全と安心を守るため、引き続き避難所の整備や要支援者等への車両の確保を国に求めるとともに、避難訓練の実施により住民避難計画の確認・検証を行い、課題の解消に努めてまいりますとしております。

コロナ禍の中で、避難計画の抜本的な見直しが求められるとありますが、見解を伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） コロナ禍におけます原子力災害時の避難計画や避難方法につきましては、従来から緊急時の対応等に基づく防護措置と併せて、新型インフルエンザ等特措法との両立が求められるところでありまして、昨年8月には、災害時避難行動（感染症対策）のフローチャートを全戸に配布し、9月には町職員によるコロナ禍における避難所運営訓練を実施し、一般避難所や特別避難所における設営と運営、疑い者対応についての検証を行いました。また、11月29日には、京都府と連携して原子力総合防災訓練を実施し、改めて避難所運営や避難者のバス移動について検証を行ったところであります。

さらにパーティション用の段ボールやパーティションテントの備蓄、町内の避難所等への発電機や空気清浄機の貸与を行うなど、万が一の事態において密集の回避と分散避難に対応すべく対応等を検証し、資機材の充実に努めているところであります。

今後におきましても、国や府、関係機関と連携を密にし、訓練を重ねながら実効性の高い避難計画の策定に努めてまいりたいというふうに考えているところであります。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 避難ということになりますと、やっぱり密を避け、高齢者等の避難には大きなリスクも伴います。実効ある避難計画を考える前に、やはりヘリ輸送なども含めた抜本的な見直しが必要じゃないかと思うんですが、そういうような避難計画の見直しということは必要ないのかどうか伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 京都府との原発の地域協議会等におきましても、避難道の確保等につきまして要望しておるところでありまして、ヘリ避難は単独でもできませんので、そういう中でヘリ避難等についても検討いただくように要望しておるところであります。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） コロナ禍の中ですし、やっぱり高齢者やそういう身体的に不自由な方もあるわけがございますので、十分な計画が、避難についても対応できるようにしておくべきだということも申し上げておきたいと思います。

また、一番安全な方法は、原発の稼働を停止することです。あわせて一番の問題は、原発稼働で生まれた高レベルの放射性廃棄物、核のごみ処理です。高レベル放射性廃棄物が天然ウラン並みに数値が下がるまで約10万年間必要とされています。地層処分しかないと言われておりますが、日本は海に囲まれ、4つのプレート上に乗った地震多発の火山国であります。そんな日本では、原発の稼働はきっぱりやめるべきと思いますが、町長の見解を伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 原発をどう取り扱っていくかということは、国の政策においてエネルギーミックスの中で議論がされるべきものと考えております。

一方で、2050年にカーボンフリーという中で、新たな水素とかアンモニアとかいうこともありますが、どういったところに持っていくか、まさに国によって政策が決定されるべきものというふうに考えるところであります。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） もちろん国の方針や考え方というのはあります。先日も、元総理大臣の2人の方が原発についての記者会見をされておりましたけれども、結局原発稼働で生まれた高レベル放射性廃棄物、核のごみ処理の方法がないというのが現実なんです。また、見通しありません。国の責任というだけでは済まないと思うんです。やっぱり町民の安全・安心を守る責任が町長にはあるわけがございますから、町長としてはやはり原発に対しての考え方もしっかり持って町政運営をしていくということが基本だと思うんですけれども、改めて、あくまでも国の考え方だということなのかどうか伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 原子力発電の割合をどうするかということは、町としてなかなか判断しにくい部分がありますけれども、原発がないにこしたことはないというのは私もそう思う



ところであります。

しかし、一方で、2050年カーボンフリーというような中で、じゃあどうやって達成するのか、その中で原発をどう扱うのかというようなことも、当然考えていくべき必要があるのかなというふうには考えるところでございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 福島原発事故の後、全ての原発が止まった。それでも電力は一定賄えたわけでありますから、なくてもいけるということは明らかです。その点は町長もご存知だと思っただけですけども、そういう面でしっかり原発に対する考え方を持って、町政運営を行っていただきたいということを強く申し上げておきたいと思っております。

6点目、地域医療の確保についてであります。京都府や府立医大をはじめ、南丹医療圏における様々な関係機関との連携が不可欠であり、その中で、当町の実情に応じた目指すべき方向と医療機関の担う役割を明確にし、自治体病院の使命である地域に必要な医療を公平・公正に提供し、住民の生命と健康を守り、地域の健全な発展に貢献することを堅持するとしております。当町の実情に応じた目指すべき方向と医療機関の担う役割というのはどういうものなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 医療機関が担うべき役割でありますけれども、京丹波町病院や和知診療所が救急医療や一般診療をはじめ、在宅支援、予防接種や健診、学校医など様々な公衆衛生活活動を幅広く実践することによりまして、地域包括ケアシステムの一員としてかかりつけ医的な役割を担い、自治体病院の使命を堅持するということではないかと考えるところであります。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 厚生労働省は、コロナ禍の中でも医師、看護師の人手が足りないということを口実に、病床の大幅削減や統合を進めようと、地域医療構想推進の関連法案を国会に提出しています。コロナ禍で公立である京丹波町病院の重要性も役割も一層明確になりました。自治体病院としての役割をしっかりと果たしていく町長の決意を、考えを伺っておきたいと思っております。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 先ほど答弁をさせていただいた内容と同じでございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） しっかり自治体病院を町政の中心に据えて運営していくという決意

を私は聞きたかったわけでございますけれども、そういう立場で、自治体病院を福祉の中心に据えて町政運営をやっていくんだと、こういう決意があるのかどうか、改めて伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） ですから、そういうことも踏まえて答弁をさせていただいたというふうに考えております。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） しっかり言葉で言っていただかなければ思いは分かりませんので、改めて伺ったという次第でございます。

新型コロナウイルス感染症対策についてお尋ねいたします。緊急事態宣言が京都府をはじめ、関西では解除されましたが、東京都など都市圏はさらに2週間程度の延長ということがあります。まだまだ予断を許さない状況であります。

そこで、今後の対策について伺いたいと思います。

この問題についても、昨日来、お尋ねがあるわけでございますけれども、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、3日の一般質問、補正予算で参加しているということでありました。特に医療従事者、高齢化施設の職員などへの支援も必要と考えますし、また、非正規労働者、新規就農者への対策も必要と考えますが、対策は検討されているのか伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 新型コロナウイルス感染症対策につきましては、引き続き感染拡大防止の取組を進めますとともに、ポストコロナに向けた経済構造転換、好循環の実現に向けた対応にも取り組んでまいりたいと考えておるところであります。

今回、国の第3次分の交付額が決定した地方創生臨時交付金の活用につきましては、町民の命と健康を守ることを最優先に必要な体制整備等に取り組むとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援、農林業者等も含めた事業者に対する事業継続や雇用維持等への対応、新しい生活様式を踏まえた地域経済の活性化への対応など、本町の実情に応じた事業に活用してまいりたいと考えておるところであります。

主な内容としましては、行政のデジタル化への対応、商工業や農林業に対応する事業者支援、学校教育環境の整備、各施設の感染予防対策など、幅広い予防対策事業に取り組むこととしております。医療従事者及び介護従事者への支援については、国の第2次補正予算で慰労金の支給がされており、さらなる支援の必要性については、国の責任において判断がなさ

れるものというふうに考えておるところであります。また、新規就農者の支援策として新型コロナウイルス感染症対策のための金融支援事業や、感染拡大防止対策を行いつつ、販路回復・開拓や事業継続、転換のための機械設備の導入や人手不足解消の取組を支援する経営継続補助金、非正規労働者を含む雇用創出対策として雇用調整助成など、様々な対策が実施されております。

そうしたことから、京都府や関係機関と連携を図りながら必要な情報提供を行って、支援を行ってまいりたいというふうに考えるところであります。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） コロナ対応で様々な取組をしているということでございます。特に医療現場で働く医療従事者、高齢者施設やその関連する通所施設など、職員の勤務状態というのは本当に負担が大きく、精神的負担も大きいというように思います。

町長もそういう点では負担の問題も言っておられるわけでございますけれども、やっぱり負担軽減というのをどうするのかということになれば、一定の経済的な支援をするということが一つの方法かと思えます。国がそういうことをしておるんだということでございますけれども、当然感染症対応分というのも来ているわけでございますから、町としてもその一部をそういう方々にもして、激励するというのも私は必要だと思うんですけども、町としてそういう考え方はないのかどうか伺います。

また、非正規労働者とか新規就農者の関係、今そういう取組も言われましたけれども、実態把握をしっかり行われているのかどうか、また、必要ないと考えておられるのか伺っておきたいと思えます。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 先ほどの答弁の中で、その内容についてもお話をさせていただいたというふうに考えておるところであります。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 私は、医療現場とか、医療従事者、高齢者施設等のそういう職員に対する町長の考え方をお尋ねしたんです。国の制度で支払われておるということですが、町としての考え方はどうなのかということをお伺いしたので、その考えはないならなくて、それはそれでいいんですけども、改めてその点をもう一度伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 一番最初に答弁させてもらったところの繰り返しになりますが、医療従事者及び介護従事者への支援については、国の2次補正予算で慰労金の支給がされており、

さらなる支援の必要性については、国の責任において判断がなされるものというふうにご考慮しておるところであります、というふうにご答弁させていただきました。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） それを聞いて、京丹波町の町長としてはどうかということをお尋ねしたので、いや、国の支援がちゃんといっているということであればそれでいいんですが、その確認を求めたわけでございます。

2点目は、時短営業などで飲食店が大きな影響を受けておるわけでございます。緊急事態宣言で時短営業協力金の対象になれば、1日6万円が出ます。時短営業の対象とならない飲食店に対しても支援が必要ではないかと思うんですけれども、町長の見解を伺っておきたいと思っております。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 一昨日、篠塚議員のご質問で同様の質問があって、お答えさせていただいたというふうにご認識しておりますけれども、それでは不十分ですか。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） ちょっと私の理解不足やったんかもしれませんが、その点についてはどういう考え方なのか、もう一遍伺っておきたいと思っております。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 一昨日も同じことをご答えさせていただいているかもしれませんが、緊急事態宣言発令に伴います営業時間短縮の要請に対して、発令期間中、連続して時短営業に応じた飲食店等を対象として、京都府緊急事態措置協力金について町内の対象店舗に支給する1日6万円のうち、4,000円を町が負担することとなっております、3月補正予算に計上させていただいております。

また、町独自の支援としましては、時短営業による売上げ減少など影響の大きい飲食店をはじめ、幅広い業種において店舗や工場等の感染防止対策、あるいは、売上げ回復を目指した業務改善や販路開拓等の取組を支援する中小企業等応援補助金やコロナの影響を受けて大きく売上げが減少した事業者を対象とした給付金として、小規模事業者コロナ対策給付金を予算計上させていただいております。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） ありがとうございます。

3点目は、ワクチン接種が開始されますが、接種は個人の自由意思で行われるべきで、接種の有無で差別することは絶対あってはなりません。ワクチンは感染収束への有力な手段で

すが、未知の問題を多く抱えています。厚生労働省も、発病予防効果は確認されたが、感染予防効果については明らかになっていない、また、効果が長期に続くかどうかも分かっていない、変異株の中には、抗体が効かない変異もあると、こういう指摘もあります。効果が社会全体で確認されるには時間がかかるというのが、専門家の一致した指摘であります。ワクチン頼みならず、検査・保障と並行して取り組むことが必要です。

そこで、今後、町の具体的な取組について伺うわけではありますが、ワクチン接種と併せて感染症対策も引き続き重要です。医療従事者、高齢者施設等でのPCR検査の定期的実施や、福祉施設などが購入するPCR検査キットの購入補助など、コロナ感染を徹底して抑え込む取組が必要と考えますが、町長の考えをお聞きしておきます。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） ワクチン接種の体制につきましては、繰り返しほかの方の質問の中でもお答えをしてきたとおりでございます。

無症状者に対するPCR検査とか、高齢者福祉施設のPCR検査につきましては、こうした内容も一部始まっておるといふふうに聞いておるところでありますけれども、繁華街でありましたり、クラスターが発生しておるようなところを中心にやっていく、また、大学生等を中心にやっていくという話も聞いておるところであります、そういう状況になれば行っていく必要があるのかなというふうに考えております。

先日、京都府の防災会議の中で、専門家会議のメンバーの、ちょっと名前を忘れてしまいましたけれども、その方がおっしゃっていたのは、無症状者に対するPCR検査は、一定量を毎週やっていないとなかなか効果が出ないというようなこともありました。やはり一定のクラスターとか、繁華街とか、危険因子があるところでやっていくのが有効だというお話も聞いたところでありますので、そういう状況になれば取組をしていく必要があるかと考えておるところであります。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 先ほどお尋ねしたんですけど、福祉施設などが独自に購入する検査キットの補助をやっておる市町村も出てきておるわけで、やはりコロナ感染を徹底的に抑え込むためには検査も必要ですので、そういう購入補助などの考えはないのか、もう一度伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 岡本保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡本明美君） 京都府のほうで責任を持ってされるということで新聞報道にもありましたので、そういうふうに承知をしているところでございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 町としては、そういう京都府の方向に沿ってやるということだと思いますが、町独自では考えていないということだと思います。

質問の3点目は、農業振興対策であります。

1点目は、これも先日の岩田議員や今日の谷口議員からもありました。本町の基幹産業であります農業、しっかり位置づけて担い手の確保が喫緊の課題だと考えますが、本町に就農する新規就農者は、就農相談とか、つながりとか、こういうことを通じて様々な形で就農しておるわけでございます。就農して、地域に定着して自立していくためには、様々な課題をクリアしていく必要があります。途中でリタイアすることもあります。就農した新規就農者が自立をするまでの支援がどうしても必要と考えます。町の技術者会議が中心になって、そういった新規就農者に支援ノートというのを作って、栽培品目や、生活状況とか、そういうものも把握して必要な支援を行うべきと考えます。そういう取組が必要というように思わないのか。また、新規就農者が地域の担い手にもなれるように援助して、孤立しないように物心両面の支援を行うべきと考えますが、町長の見解を伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 新規就農者の経営、技術、資金、そして、農地等といった課題に対応できるように、南丹農業改良普及センターやJAとも連携を図りながら支援を行っているところであります。また、農業次世代人材投資資金の対象者に対しては、定期的に訪問等を行うなどして、経営状況の把握や諸課題の相談に応じておるところであります。こうした支援を引き続いて行っていくということでありまして、支援ノートの作成等は、現在のところ考えておらないところであります。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 今の取組で、京丹波町に就農された新規就農者全ての方が網羅できているのかどうか伺っておきたいと思っております。網羅できていないとすれば、どういう対策を考えておられるのか、伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 大西農林振興課長。

○農林振興課長（大西義弘君） ただいま町長の答弁もございましたように、それぞれ個別にそういった相談があった場合には対応させていただいているところでございまして、令和2年度におきましては、新規就農に関するご相談に10名からの方が見えております。そういった方は、普及センターであったり、関係機関につながさせていただいたり、一緒に相談に乗らせていただいております。

また、農業次世代人材育成の投資資金の対象の方につきましては、先ほどもありましたように、定期的な訪問をさせていただいて、そこでいろいろお話を伺ったりしておるような状況でございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 京丹波町に就農された方が全て定着されて、地域の担い手にもなっていていただくような、そういう支援をしっかりとしていくということを考えると、やはりいろいろな情報をしっかりと把握して支援をしていくということが必要だと思うんです。

今申し上げた中で10名の方ということでありましたが、本町に就農された方全ての方がそういうことで、網羅できておるのかどうかお尋ねしたんですが、答弁がなかったのもう一度伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 大西農林振興課長。

○農林振興課長（大西義弘君） 相談にお見えいただいた方が10名と言いましたけれども、10名以上来ていただいております。ただ、それが全て網羅できておるかと言え、そこまでの把握はできておりません。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） やっぱりしっかりと把握して支援をしていくという基本を持つべきだということも、強く申し上げておきます。

2点目は、安心・安全な農産物の販売を推進するために、認証制度の実施に向けて進めてきました。まだ実施されておられません。実施に向けての課題、問題点は何かあるのか、また、実施時期をいつからと考えているのかも伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 認証制度につきましては、京丹波町の農業技術者会議において進めておりました、さらなる詳細な運用の協議を行うということで取り組んでおったところでありまして、コロナ禍におきまして感染予防対策等から会議が行われていないという状況でありまして、実施が遅れておるところであります。

当然、地域ブランドへの意識づけの観点からも、認証の経費についても当初予算としてお願いをしているところでありまして、早期実現に向けて取組を進めていく必要があるというふうに認識しておるところでございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） ぜひ一刻も早く実施できるように、コロナ禍の中ではありますけれ

ども、やっぱりいろんな方法を考えて取り組むべきだということも強く申し上げておきたいと思います。

3点目は、高齢化で農地を処分する人が身近でもおられます。地元では、無償でも引き受け手がないという状況です。集落で優良農地として守るべき農地とそれ以外の農地を分ける、線引きと言いますが、そういう取組が必要というように思います。線引きをして、優良農地は地域や集落で維持管理をしていくことで、農地の保全にも、環境保全にも、生産にもつながっていくと思います。それ以外については、午前中に谷口議員からもありましたけれども、いろんな活用をしていくというようにすることが、非常に必要だと思うんです。行政としてそういう線引きに取り組む必要性があると考えておられるのか、また、推進していくべきとは考えておられないのか、見解を伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 集落におけます「京力農場プラン」の作成を通じまして、アンケート結果や集落の地図を基に守るべき農地、それ以外の農地について話し合いをしていただいて、5年後や10年後の集落の営農を考えていただければというふうに考えておるところでありまして、町としては、これらの話し合いが円滑に進みますよう、「京力農場プラン」の作成を支援する取組を進めておるところでございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 京力農場プランは当然必要ですけれども、全ての集落がこういう取組をとるのはなかなか難しいんです。午前中もありましたけれども、どんどん集落の中で作り手がなくなって農地が荒廃する、そういうものも出てきておるわけでありまして。やはり早くそれぞれの集落の中で、この区域はしっかり地域で守ろうという線引きを、もっと行政が主体的に指導して進めるべきだと思うんですけれども、改めてもう一遍お尋ねしておきます。

○議長（梅原好範君） 大西農林振興課長。

○農林振興課長（大西義弘君） 京力農場プランについて、全ての自治区でできているというわけではございませんけれども、やはり地域でしっかり話し合いをしていただくことが一番重要だというふうに考えておるところでございます。

先ほどからありました守るべき農地関係で、例えば農業委員と地域とが一緒になって話し合いをされたりという中で、いろんな方法を工夫されているよその自治体の事例もございません。そういった意味からも、やはりまずは話し合っていていただいて、守れる農地をしっかりと守っていただくということが大切かと思っております。



○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） いやいや、集落の中で半分以下が農業者という状況が生まれてきているわけで、なかなか集落の話合いというのも難しいんです。だから、行政が一定そういう問題点とかいろいろ提起をして、そして地域や地元と話してもらえるような、そういう指導をしなければ、現在の状況から見れば、役員の成り手がないという状況も生まれておる中で、もうどうしても手が出せないという状況が起こってきているわけです。実態をしっかりと見て対応すべきだと思いますが、もう一度その点、取り組む決意があるのかどうか、伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 大西農林振興課長。

○農林振興課長（大西義弘君） 先ほど申し上げたのが、そういったあたりではあったんですけども、やはり一つの方法として京力農場プランの作成だったり、また利用ということもございますし、常々申しておりますように、やはり集落営農をしっかりと支援させていただくということで、機械であったり、そういう施設の補助等も通じまして、支援をさせていただきたくて考えているわけでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） もちろん地域ですけれども、やはり町としても、しっかり方針を持ってやるべきだということを申し上げておきます。

4点目は、担い手である大規模農家が、畦畔を一時的に無くして圃場の規模を拡大する方法があります。農地中間管理機構を通じて農地を賃貸しておれば、農地中間管理機構の申請書の写しを提出すれば、そういう方法も認めるということも一つ必要ではないかと思います。先ほど来あるように担い手がない中で、やはりそういう考え方も必要かと思うんですけれども、見解を伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 農地の形状等を変更する場合に必要な形状変更届の提出に当たっては、京丹波町農業委員会農地法許可等審査要領に定めます農地状況等、把握に必要な添付書類をつけて提出いただきまして、農業委員会総会において審議し、受理を決定されておるところでございます。

添付書類等につきましては、農業委員会等でご審議いただくものというふうに考えておりまして、私から申し上げるべきものではないと考えているところであります。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 規模拡大とか、担い手支援という面からも、やはり町としての一つの見解も必要ではないかと思います。もちろん一定の手続をしっかりとしなければならぬわけですが、農地中間管理機構で預かった土地の中で、いわゆる畦畔を一時的になくすということになれば、その申請書で出ているわけですから、それが一つの提出書類として認められれば、それが取り組めるということになるんですけれども、そういう方法というのは全く無理なのか。そういう方法も一つ考えるべきと思われるのかどうか、伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 大西農林振興課長。

○農林振興課長（大西義弘君） 京丹波町農業委員会の農地法許可等審査要領の中の形状変更届に関する受理基準に基づいてのお話ということで考えております。その基準に基づきまして書類を出していただくとということで、先ほどおっしゃっていただきました集積計画、それと、その中に省略できること等もございますけれども、やはりそれぞれ内容も個々ということもございますので、具体的にはやはり農業委員会にお問合せいただくのが一番いいのではないかなというふうに感じております。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（梅原好範君） これで、山田 均君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩に入ります。再開は午後2時50分とします。

休憩 午後 2時38分

再開 午後 2時50分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

《日程第3、議案第27号 令和2年度京丹波町一般会計補正予算（第8号）～日程第16、議案第40号 令和2年度京丹波町水道事業会計補正予算（第3号）》

お諮りします。

ただいまから上程になります日程第3、議案第27号 令和2年度京丹波町一般会計補正予算（第8号）から、日程第16、議案第40号 令和2年度京丹波町水道事業会計補正予算（第3号）までの議案につきましては、本日は提案理由の説明のみとし、質疑・討論・採決は後日の日程としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

これより日程第3、議案第27号 令和2年度京丹波町一般会計補正予算（第8号）から日程第16、議案第40号 令和2年度京丹波町水道事業会計補正予算（第3号）までを一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

太田町長。

○町長（太田 昇君） 今期定例会の開会以来、議員各位には、熱心にご審議いただいておりますことに厚く御礼を申し上げます。

それでは、本日追加提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第27号 令和2年度京丹波町一般会計補正予算（第8号）につきましては、補正前の額146億275万5,000円に1億374万5,000円を追加し、補正後の額を147億650万円とすることをお願いしております。新型コロナウイルス感染予防対策としまして、国の令和2年度第三次補正予算成立に伴う、地方創生臨時交付金の交付限度額が示されたことにより、本町において必要となります各種事業について、令和3年度予算から前倒しを行い編成いたしております。あわせて、年度末を迎え、令和2年度事業全体につきまして、それぞれ決算見込みによる精査を行い編成したものであります。

歳出の主な事業といたしまして、まず、総務費では、地方創生臨時交付金を活用した事業として、新しい生活様式に対応できる住民自治組織の環境整備を支援するため、1団体30万円を上限に行う住民自治組織新型コロナウイルス対策支援事業に240万円を計上しました。また、ホームページ運用管理事業に2,550万円を計上しております。新型コロナウイルス関連の情報発信力強化及び電子申請等の導入など、非接触による感染リスクの低減を図る目的により、ホームページのリニューアルを行うものであります。このほか、新庁舎整備事業では、事業精査を行い595万3,000円を減額するとともに、特別定額給付金給付事業につきましても精査に伴う国との最終調整が完了し、1,677万2,000円を減額しております。

次に、民生費では、障害者自立支援事業で給付実績に基づく不足見込み分など2,743万9,000円を増額しております。また、認定こども園整備事業では94万円を減額するとともに、債務負担行為の補正としまして、令和3年度における限度額の増額をお願いしております。また、保育所施設管理事業では、地方創生臨時交付金を活用した事業として、わちエンジェルにおける新型コロナウイルス感染予防対策として、施設内の空調整備や自動水

栓設置などの整備費として178万5,000円を計上しております。

また、衛生費では、水道事業会計補助事業として516万4,000円を増額しております。

次に、農林水産業費では、地方創生臨時交付金を活用した事業として、新型コロナウイルスの影響により低迷している町内の農林事業者等を対象に一定の支援給付を行う農林業者等支援事業に900万円を計上するとともに、同じく、町内の農林業者を対象に各事業者が行う感染予防や業務改善への対策に対する補助を行う、農林業者等新型コロナ対策応援事業に2,000万円を計上しております。また、ケーブルテレビ民営化推進事業として1億1,788万8,000円を計上しております。事業者である株式会社ZTVに対して、令和2年度以降10年間で総額4億4,000万円の支援を行うこととしており、令和2年度分として計上するものです。さらには、地方創生臨時交付金を活用した事業として、間伐材流通支援事業として450万円を計上し、新型コロナウイルス感染症の影響により市場における木材供給量が低迷している現状を鑑み、引き続き事業に取り組むものであります。

次に、商工費では、地方創生臨時交付金を活用した事業として、融資保証料補給事業に1,200万円を計上しております。新型コロナウイルスの影響を受けている事業者が行う資金借入に係る信用保証料補給の確保を図るものであります。同じく、新型コロナウイルス対策小規模事業者等支援事業に6,500万円を計上しております。感染予防対策及び業務改善等を実施する事業者への補助と、あわせて売上げ減少の事業者を対象に支援給付を行うものであります。また、京都府緊急事態措置協力金市町村負担事業に912万円を計上し、営業時間の短縮を行っている事業者に対して、京都府から支払われている協力金に係る町負担分について計上するものです。さらには、観光分野におきましても、外出自粛等により落ち込んだ観光事業及び関連する施設等に対して必要な支援を行うため、地方創生臨時交付金を活用した事業として、新型コロナウイルス対策観光振興事業に2,144万6,000円を計上し、観光飲食・宿泊応援クーポン券の発行助成をはじめとする施策を講じるなど、一層の観光施策の推進を図るものであります。

次に、消防費では、地方創生臨時交付金を活用した事業として、消防団詰所等新型コロナウイルス対策支援事業に1,620万円を計上しております。各消防詰所を対象に、新しい生活様式に対応できる環境整備の推進を図るため、一施設30万円を上限とした補助を行うものであります。

次に、教育費では、地方創生臨時交付金を活用した事業として、小中学校一般管理事業及び小中学校教育活動継続支援事業として、小学校費学校管理費に559万1,000円を、

同じく中学校費学校管理費に4,760万5,000円の計上をそれぞれお願いするものがあります。いずれも、地方創生臨時交付金及び国の補助事業を活用し、新型コロナウイルス感染予防対策に係る必要な物品等の確保とあわせて、中学校トイレの洋式化など必要な感染予防対策を講じるものであります。同じく、新型コロナウイルス感染症対策として、地方創生臨時交付金を活用し、学童保育施設及び幼稚園における感染予防対策に必要な整備及び物品等の配備を図るものであります。また、図書館活動事業に326万3,000円を計上し、新型コロナウイルス感染症対策として、利用者の感染予防対策を図るため、空調換気設備の更新や感染防止にかかる物品等の配備を行うものであります。同じく、地方創生臨時交付金を活用した事業として、京丹波町どこでも図書館構想事業に820万円を計上しております。公民館図書室全蔵書のデータ化とネットワーク化などのシステム導入や将来の移動図書館サービスの提供を見据えた取組を進めていくものであります。また、体育施設維持管理事業では、町内社会体育施設での感染予防対策として、社会体育グラウンドのトイレ洋式化工事として1,000万円を計上するものであります。

このほか、歳出にかかる各費目全般を通じまして、最終的な見通しにより精査を行うものであります。

歳入につきましては、決算見込みに基づく精査を行い、町税においては全体で1,596万6,000円の増額、地方交付税においては特別交付税で5,000万円の増額、国庫支出金では、総務費国庫補助金の地方創生臨時交付金で国の第三次補正予算にかかる交付予定額及び一次補正、また二次補正による交付分の精査を含め、1億7,735万2,000円を増額しております。

また、財産収入では、株式会社丹波情報センターの株式譲渡に伴う営業収入として1,000万円を計上し、繰入金では、財政調整基金繰入金につきましては、他の歳入の精査に伴う財源調整により、4,794万8,000円を減額しております。

地方債では、3,190万円を増額しております。

事業債につきましては本年度精査等により3,860万円を減額し、また、新型コロナウイルス感染症の影響による減収対策として、減収補てん債の発行が認められたことにより7,050万円を計上しております。

このほか、歳入につきましても、各費目全般を通じまして、最終的な見通しにより精査を行うものであります。

また、繰越明許費としましては、新庁舎整備事業や道路新設改良事業などをはじめ、今回の補正において、国の地方創生臨時交付金の交付に伴い、令和3年度予算から前倒して予算

計上をお願いしております、新型コロナウイルス感染予防対策にかかる各種事業やケーブルテレビ民営化推進事業などを含めまして、12億511万5,000円の繰越しをお願いしております。

今後とも速やかな事業の推進に努める所存でありますので、理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議案第28号 令和2年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、補正前の額18億3,896万2,000円に2,222万8,000円を追加し、補正後の額を18億6,119万円とすることをお願いしております。府支出金、保険給付費等の精査を行うものでございます。

議案第29号 令和2年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、補正前の額2億6,343万8,000円から362万9,000円を減額し、補正後の額を2億5,980万9,000円とすることをお願いしております。保険料収納見込みにより京都府後期高齢者医療広域連合へ納付する保険料等負担金の減額等を行うものでございます。

議案第30号 令和2年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、事業勘定で、補正前の額21億6,276万7,000円に4,989万5,000円を追加し、補正後の額を22億1,266万2,000円とすることをお願いしております。介護サービス事業費等の精査を行うものであります。また、老人保健施設サービス勘定で、補正前の額1億5,271万8,000円から796万8,000円を減額し、補正後の額を1億4,475万円とすることをお願いしております。一般管理費等の精査を行うものであります。

議案第31号 令和2年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、補正前の額9億7,676万4,000円から1,548万3,000円を減額し、補正後の額を9億6,128万1,000円とするものであります。一般管理費及び施設管理費等において、事業実績に基づく精査を行うものであります。

議案第32号 令和2年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、補正前の額433万6,000円から56万3,000円を減額し、補正後の額を377万3,000円とするものであります。育英給付金の確定により減額するものであります。

議案第33号 令和2年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、補正前の額1億2,997万7,000円から278万円を減額し、補正後の額

を1億2,719万7,000円とするものであります。運行一般事業の精査により減額するものであります。

議案第34号 令和2年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算（第1号）につきましては、補正前の額121万5,000円に4万7,000円を追加し、補正後の額を126万2,000円とするものであります。

議案第35号 令和2年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第2号）につきましては、補正前の額1,497万1,000円に45万6,000円を追加し、補正後の額を1,542万7,000円とするものであります。

議案第36号 令和2年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算（第1号）につきましては、補正前の額734万円から106万6,000円を減額し、補正後の額を627万4,000円とするものであります。

議案第37号 令和2年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第1号）につきましては、補正前の額261万8,000円に102万円を追加し、補正後の額を363万8,000円とするものであります。

議案第38号 令和2年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算（第1号）につきましては、補正前の額300万円に202万1,000円を追加し、補正後の額を502万1,000円とするものであります。各財産区とも、財産収入等の精査及び財産管理経費等の補正を行うものであります。

議案第39号 令和2年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第3号）では、収益的収入につきましては、和知診療所及び和知歯科診療所に係る外来収益や補助金の精査など事業収益内での予算振替を行うものであります。また、収益的支出では、京丹波町病院に係る人件費及び物件費の精査など、医業費用内での予算振替を行うものであります。

議案第40号 令和2年度京丹波町水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、収益的収入につきましては、補正前の額11億9,450万円に1,095万2,000円を追加し、補正後の額を12億545万2,000円にするとともに、収益的支出につきましては、補正前の額11億9,250万円に668万7,000円を追加し、補正後の額を11億9,918万7,000円とするものであります。また、資本的収入におきましては、補正前の額4億6,443万円から5,853万4,000円を減額し、補正後の額を4億589万6,000円にするとともに、資本的支出では、補正前の額8億2,750万2,000円から4,132万3,000円を減額し、補正後の額を7億8,617万9,000円とすることをお願いしております。収益的支出では、減価償却費において、有形固定資産

減価償却費の増額を行うものであります。また、資本的支出では、建設改良費において、生活基盤施設等耐震化工事や水道管移設工事等の精査を行うものであります。

以上、今回追加させていただきます議案の説明とさせていただきます。ご審議賜りまして、原案にご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時08分

再開 午後 3時10分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

補足説明を担当課長に求めます。

松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） それでは、議案第27号 令和2年度京丹波町一般会計補正予算（第8号）につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、令和2年度決算見込みに基づく事業全体の精査を行い、必要な補正をお願いするものであります。あわせて、国の第3次補正予算の成立により交付されます、地方創生臨時交付金を活用した新型コロナウイルス感染予防対策に係る各種事業につきまして、令和2年度予算に前倒しをして計上を行い、令和3年度も含めた期間において事業実施を図るものであり、本町に必要な各種対策事業について計上をお願いするものであります。

それでは、主なものにつきまして説明させていただきます。

まず、8ページをお願いします。

第2表、繰越明許費でございます。総額につきましては、39事業で12億511万5,000円となっております。

まず、主なものとしたしましては、新庁舎整備事業で4億9,785万9,000円の繰越しをお願いしております。関連工事等の調整により、着手時期が遅れたことなどによるものです。

また、9ページ、ケーブルテレビ民営化推進事業として、1億1,788万8,000円の繰越しをお願いしております。令和2年度につきましては、瑞穂地区において、株式会社ZTVが国の補助金を活用して翌年度へ事業を繰り越して実施されます、伝送路等整備に係る経費の一部について支援を行うものであり、令和2年度分に係る支援金について今回、予算計上をお願いするとともに、あわせて繰越しをお願いするものであります。

次に、道路新設改良事業では、1億4,275万5,000円の繰越しをお願いしており



ます。それぞれ地元調整や関係機関との工事調整等に時間を要し、年度内の完成が見込めないことから、繰越しをお願いするものであります。

そのほか、今回補正をお願いしております国の第3次補正に伴う新型コロナウイルス感染予防対策に係る各種事業をはじめ、本年度補正予算に計上いたしております、同じく各種対策事業につきまして、翌年度に繰越しを行い、取り組むことをお願いいたしております。

なお、資料といたしまして、別に繰越し理由等一覧表を配付させていただいておりますので、ご確認をお願いしたいと思います。

次に、11ページでございます。

第3表、債務負担行為補正でございます。認定こども園整備事業におきまして、現行の債務負担行為設定の補正をお願いするものであり、令和3年度に必要となる事業限度額の整理を行い、限度額を7億9,600万円に改める変更をお願いするものであります。

次に、12ページをご覧ください。

第4表、地方債補正でございます。まず、合併特例事業債であります。2,230万円を減額しております。道路改良事業債において、道路新設改良事業の精査により2,140万円を減額しております。また、和知支所耐震改修事業債において、借入れ協議に基づき、当初予定しておりました緊急防災・減災事業債から合併特例事業債への振替えを行うこととなりましたことから、4,330万円を計上しております。

次に、過疎対策事業債につきましては、3,520万円を増額しております。

過疎地域自立促進特別事業債につきましては、本年度発行可能額の確定によりまして4,370万円を減額、また、道路改良事業債につきましては、道路新設改良事業の精査により3,080万円を減額しております。あわせて、ケーブルテレビ民営化推進事業として、新たに1億970万円を計上しております。

次に、13ページの緊急防災・減災事業債におきましては、5,140万円を減額しております。和知支所耐震改修事業債において合併特例事業債への振替えを行うことから、4,560万円を減額するほか、道路新設改良事業の精査に伴う減額を行うものであります。

公有林整備事業債につきましては、事業精査に伴い減額を行うものであります。

次に、14ページの減収補てん債に7,050万円を計上しております。新型コロナウイルスの影響により税収等の大幅な落ち込みが見込まれるところであり、地方財政への影響を考慮するため、減収補填制度の活用により減収部分の是正措置として発行が認められているものであります。本町においても、財源確保の観点から発行を行うものであります。

なお、目的別の補正内容につきましては、事項別明細書25ページからの町債を後ほど確

認いたきたいと思いをします。

次に、歳入歳出でございます。

まず初めに、歳入の主立ったものにつきましてご説明申し上げます。

事項別明細書4ページをお願いします。

歳入1款、町税でございますが、個人町民税の個人所得割におきまして、収入見込み等から458万5,000円の減額、また、法人住民税の法人税割におきましても、収入見込み等から4,786万8,000円の減額を行うものであります。また、固定資産税の償却資産においては、決算見込みにより5,753万1,000円の増額を行うものであります。

また、5ページのたばこ税におきましても、収入見込み等から608万6,000円の増額をお願いしております。

また、6ページから8ページにかけての各種交付金につきましては、京都府の推計資料等に基づく決算見込みを算定した上で、それぞれ必要な補正をさせていただいております。

また、分担金、負担金、使用料等々の特定財源につきましても一定の年度精査を行い、実績見込みに基づく補正をお願いしております。

次に、11ページをご覧ください。

16款、国庫支出金、1項、国庫負担金、1目、民生費国庫負担金、1節、社会福祉費負担金では、自立支援給付費国庫負担金について自立支援給付費の精査に伴い1,358万1,000円の増額をお願いしております。

次に、13ページでございます。

2項、国庫補助金、1目、総務費国庫補助金、地方創生臨時交付金に1億7,735万2,000円を増額しております。国の第3次補正予算に係る交付を含め精査を行い、計上をお願いしております。

次に、20ページをご覧ください。

17款、府支出金、2項、府補助金、4目、農林水産業費府補助金、2節、林業費補助金では、森林管理道開設事業補助金につきまして、本年度補助金額の決定に伴い、1,400万円の減額をお願いするものであります。

このほかの国・府支出金につきましても、事業実績等見込みによりまして、それぞれ精査をお願いするものでございます。

次に、22ページでございます。

18款、財産収入、2項、財産運用収入、1目、不動産売払収入、2節、立木売払収入では、原木売払見込額の算定に伴い、512万円を増額しております。

次に、23ページでございます。

20款、繰入金、2項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金では、財源調整により4,794万8,000円を減額しております。補正後の繰入額は、2億2,346万5,000円となり、令和2年度末の基金残高見込額は、13億8,664万9,000円を見込んでおります。また、その他基金繰入金につきましても、それぞれ精査に基づく補正をお願いしております。

25ページ、22款、諸収入、5項、5目、2節、雑入のワールドマスターズゲームズ2021関西実行委員会交付金では、大会が2022年5月に延期となりましたことから、歳入歳出ともに令和3年度で改めて措置をするお願いをいたしておりますことから、1,022万1,000円について減額をするものであります。

次に、23款、町債につきましては、冒頭、第4表で説明をさせていただきましたとおり、全体で3,190万円の増額を行い、総額を26億3,210万円とさせていただくことをお願いしております。

以上、歳入の説明とさせていただきます。

続きまして、歳出でございます。

まず、各費目の人件費におきましては、精査による増減をそれぞれ行っております。

次に、2款、総務費でございます。29ページをご覧ください。

2目の文書広報費の例規集管理事業では、国の地方創生臨時交付金を活用し、国の進める対面規制対策の一環として、本町例規集に係る在り方を見直す経費、また、判こレス等々電子化・デジタル化に係る経費といたしまして、462万円の計上をお願いするものでございます。

次に、30ページの7目、支所費の支所維持管理事業では、国の地方創生臨時交付金を活用し、和知支所管内において災害対応における避難物資の備蓄コンテナの整備、また、コロナ禍における分散勤務等に対応するための施設改修を含め、526万7,000円の増額をお願いするものであります。

また、31ページをご覧ください。

11目、地域振興事業費の移住促進事業では、1,066万6,000円の減額をお願いしております。初めに、本年度に整備を予定しておりましたお試し住宅改修工事につきましては、令和3年度において国の有利な交付金を活用して整備を図るため、制度年度を変更することによる減額と、あわせて、明日のむら人移住促進事業補助金では、本年度の府補助金額の確定により、一部について次年度申請に切り替えることによる減額でございます。あわ

せて、地方創生臨時交付金を活用し、新たにナビゲーター会議等オンライン情報共有機器の購入経費として、備品購入費に98万円を計上しております。

次に、集会所等新型コロナウイルス対策支援事業では、交付決定額の確定見込みにより、350万円の減額をお願いしております。

また、住民自治組織新型コロナウイルス対策支援事業として、240万円の計上をお願いしております。地方創生臨時交付金を活用し、新しい生活様式に対応できる事業の開催に必要な物品等を購入する住民自治組織への補助を行うものであり、1団体上限30万円で、8団体を見込み、計上させていただいております。

次に、32ページの12目、電算管理費のホームページ運用管理事業では、地方創生臨時交付金を活用し、コロナ禍を踏まえ、さらなる情報発信力の強化を図るためにホームページのリニューアルを行うとともに、非接触等による感染防止対策の推進を目的とした電子申請等の導入を行うため、必要な経費として2,550万円の計上をお願いするものであります。

次に、34ページ、14目、特別定額給付金給付事業では、確定による精査により、1,677万2,000円を減額するものでございます。

次に、3款、民生費でございます。38ページをご覧ください。

1項、社会福祉費、3目、障害者福祉費の新型コロナウイルス対策体制強化事業では、地域活動支援センターの受入れ体制の強化を図るため、国の補助事業を活用し、感染予防対策物品の整備を図るため、6万円を計上しております。

39ページの4目の老人福祉費、介護保険事業特別会計繰出事業では、特別会計の精査に伴い、583万5,000円を増額しております。同じく老人保健施設サービス勘定繰出事業につきましても同様に、1,015万1,000円を減額しております。

40ページをご覧ください。

2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費の児童手当支給事業では、事業実績見込みにより500万円を減額するものです。このほか、各種事業におきましても、事業実績見込み等によりそれぞれ必要な精査を行っております。

次に、42ページをご覧ください。

4款、衛生費でございます。1項、保健衛生費、2目、保健事業費において、コロナ禍などの影響を受けた中で、各種健診事業における精査を行い、保健事業費総額で3,585万4,000円を減額するものです。

次に、6款、農林水産業費でございます。45ページをご覧ください。1項、農業費、3目、農業振興費では、農林業者等支援事業に900万円の計上をお願いしております。新型

コロナウイルスの影響により低迷している農林事業者等の事業継続を支える観点から、地方創生臨時交付金を活用し、町内の農林事業者等を対象に前年度売上げに対する減少分について、最大30万円を上限とした給付金の支給を行うものでございます。同じく、農林業者等新型コロナ対策応援事業に2,000万円を計上しております。感染症拡大により、農林業者等の経営の回復や継続に向けた支援が急務な状況であることから、町内の農林業者を対象に各事業者が行う感染予防や業務改善などの対策について、その取組を応援するものであります。

このほか、各種事業におきまして、事業実績による見込みを行い、農業振興費全体で329万8,000円を増額しております。

次に、48ページでございます。

2項、林業費、1目、林業総務費の林業総務一般経費では、国から交付される森林環境譲与税交付金の各年度における充当残を基金に積み立てるものであり、234万円の増額をお願いしております。

また、2目、林業振興費の公有林整備事業では、本年度事業の精査を行い、630万円の減額をお願いしております。同じく森林管理道開設事業では、本年度における国の補助金の決定に伴い、事業量の見直しを行い、1,500万円の減額をお願いしております。

次に、49ページでございます。

間伐材流通支援事業につきましては、地方創生臨時交付金を活用し、新型コロナウイルスの影響により低迷している木材供給の回復を図るため、町内産の間伐材を搬出し、市場流通させることにより、木材利用の推進や新たな雇用創出などを目的として搬出補助を行うものであり、450万円を計上しております。

また、3目、林業センター運営費では、林業センター管理運営事業に120万円の計上をお願いしております。新型コロナウイルス感染防止対策として、地域コミュニティの拠点であり、また、災害時における避難所として役割を担う同センターにおきまして、地方創生臨時交付金を活用し、空調設備の整備を行うものであり、施設利用者への感染予防等の安全確保を図るものでございます。

次に、7款、商工費でございます。50ページをお願いします。

1項、商工費、2目、商工振興費の新型コロナウイルス対策小規模事業者等支援事業に、新たに6,500万円の計上をお願いしております。地方創生臨時交付金を活用して実施を図るものであり、初めに感染予防対策及び業務改善等を実施する事業者への補助として、中小企業等応援補助金に2,000万円を、あわせて、売上げ減少の事業者を対象に上限30

万円の支援給付を行う、小規模事業者コロナ対策給付金に4,500万円を計上するものがあります。

次に、51ページをご覧ください。

3目、観光費の新型コロナウイルス対策観光振興事業では、2,144万6,000円を増額しております。新たに地方創生交付金を活用した施策として、町内飲食店が参加する「テイクアウト京丹波」を推進するためのプラットフォーム造成に係る業務委託として、企画運営委託料に500万円を、また、商工観光補助金につきましては、3,000円のクーポン券を5,000セット分発行する、観光・飲食・宿泊応援クーポン券発行事業をはじめ、町観光協会が実施する周遊促進イベントに対する助成として、応援クーポンの発行助成や観光プラン応援助成を、あわせて、観光施設利用促進助成として、新商品開発や販路開拓に対する備品購入助成などの各種施策について、3,275万円を計上しております。あわせて、本年度実施いたしました京丹波にぎWAIキャンペーンのお店宴会及びテイクアウト宴会キャンペーンの事業精査を行っております。

次に、8款、土木費でございます。52ページをご覧ください。

2項、道路橋りょう費、3目、道路新設改良費の道路新設改良事業では、各路線における事業実績見込み等により精査を行い、4,282万5,000円を減額するものでございます。

また、53ページ、6項、住宅費、1目、住宅管理費の木造住宅耐震改修事業では、耐震改修補助金の事業費の確定により、230万円の減額を行うものでございます。同じく、地域再建被災者住宅等支援補助金交付事業では、支援補助金の年度内見通しにより170万円を減額するものであります。

次に、9款、消防費でございます。54ページをご覧ください。

1項、消防費、5目、災害対策費の消防団詰所等新型コロナウイルス対策支援事業として、新たに1,620万円の計上をお願いしております。新型コロナウイルス感染予防対策として地方創生臨時交付金を活用し、消防団各詰所等を対象として、新しい生活様式に対応できる環境整備の推進を図ることを目的に必要な整備に係る経費につきまして、消防団各部を対象として1施設30万円を上限に補助を行うものであります。

次に、10款、教育費でございます。55ページをご覧ください。

1項、教育総務費、2目、事務局費の事務局一般経費では、新型コロナウイルス感染予防対策として、地方創生臨時交付金を活用し、対策備品の整備を図るため28万1,000円を計上し、また、同様に、学童保育事業では、瑞穂地区ののびのび2組、職員室の空調整備

改修を図る経費など、80万3,000円を計上するものであります。

次に、56ページ、2項、小学校費、1目、学校管理費の小学校一般管理事業に141万7,000円を計上いたしております。地方創生臨時交付金を活用し、各小学校における感染予防対策などについて必要な支援を行うものであります。同じく学校教育活動継続支援事業に417万4,000円の計上をお願いしております。国の補助事業を活用して、小学校における感染予防対策をはじめ、学校活動の継続に対し必要支援を行うものであり、各学校ごとの必要な対策について、学校長の判断により迅速かつ柔軟に対応を図るため、それぞれの学校において必要な感染予防に係る加湿空気清浄機や非接触式検温器などの各種対策備品の整備を図るなど、必要な対策を講じるものであります。本事業に係る財源につきましては、国庫支出金の学校保健特別対策事業費補助金及び地方創生臨時交付金を充当いたしております。

また、58ページをご覧ください。

3項、中学校費、1目、学校管理費につきましても、中学校一般管理事業に4,506万5,000円を計上しております。新型コロナウイルス感染予防対策として地方創生臨時交付金を活用し、瑞穂中学校及び和知中学校における飛沫感染予防対策として、トイレの洋式化を行い、生徒などが安心して利用できる環境の確保を図るものであります。

また、小学校費と同様に、学校教育活動継続支援事業に254万円の計上をお願いしております中学校における感染予防対策をはじめ、学校活動の継続に対して必要な支援を行い、各種対策備品の整備を図るなど、必要な対策を講じるものでございます。

次に、61ページをご覧ください。

5項、社会教育費、2目、公民館費の図書館活動事業では、地方創生臨時交付金を活用し、各図書室利用者の感染予防対策を図るものであり、自習・閲覧スペースにおけるパーティションの配備や桧山及び三ノ宮図書館の空調換気設備の整備など、安全確保に係る経費として326万3,000円の計上をお願いしております。

最後に、63ページをご覧ください。

6項、保健体育費、1目、保健体育総務費のワールドマスターズゲームズ2021関西運営事業では、大会延期に伴い、運営計画策定業務及び町実行委員会負担金についてそれぞれ整理を行い、1,326万2,000円の減額を行うものでございます。

以上、誠に簡単でございますけれども、議案第27号 令和2年度京丹波町一般会計補正予算（第8号）の補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） 議案第28号 令和2年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について補足説明を申し上げます。

事項別明細書3ページをお願いいたします。

歳入の主なものでございます。

1款、国民健康保険税は、収納額を見込み、合計75万4,000円を減額しております。

4ページ、3款、府支出金、1項、府補助金、1目、保険給付費等交付金の1節、普通交付金につきましては、3,000万円を増額しております。2節、特別交付金は、交付額の精査による補正でございまして、そのうち、特別調整交付金（市町村分）は、傷病手当金に係る分120万円の減額、和知診療所及び和知歯科診療所のへき地運営補助171万5,000円の増額などを主なものとしまして、差引き72万3,000円を増額しております。

府繰入金（2号分）につきましては、医療費通知の実績などにより17万円の増額、特定健康診査等負担金は、特定健診に係る負担金でありまして、算定には令和元年度の実績等を用いて算定されますので、結果、83万2,000円の増額としております。

4ページ、5款、繰入金は、それぞれ精査により減額計上しております。

5ページ下段の8款、国庫支出金、1項、国庫補助金、1目、災害臨時特例補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による国保税の減免に対する国の財政措置47万4,000円を増額しております。令和2年度分の減免額の6割がこの補助金で措置されます。残り4割分と令和元年度分72万9,000円は特別調整交付金で措置されます。

2目、社会保障・税番号制度システム整備費補助金につきましては、オンライン資格確認等システム整備に対するもので、補助率10分の10の32万9,000円を計上しております。

次に、6ページの歳出でございまして。

それぞれ実績や決算見込みによりまして精査した結果の増額、または減額補正となっております。

2款、保険給付費、1項、療養諸費、1目、一般被保険者療養給付費は、年度後半に入り医療費が伸びていることから3,000万円を増額するものです。

4項、出産育児諸費、1目、出産育児一時金は、実績と今後の見込みにより80万5,000円を減額するものであります。

7ページ、7項、1目、傷病手当金は、新型コロナウイルス感染症に係るもので、全額国



の特別調整交付金で措置されますが、その申請期限の時点で傷病手当金が発生しなかったため、財源補正を行うものでございます。なお、年度末までに傷病手当金を支給することとなれば、翌年度の特別調整交付金で措置されることとなります。

また、次から申し上げる補正は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による受診者の減少などの理由から減少するものになります。

5款、1項、保健事業費、1目、疾病予防費、18節、負担金補助及び交付金の人間ドック助成金201万円の減額、27節、繰出金のがん検診、健康教育などに係る一般会計繰出金68万6,000円の減額、2項、1目、特定健康診査等事業費は、12節、委託料、これは個別健診分の特定健診委託料124万1,000円の減額。27節、繰出金、これは、集団特定健診分の一般会計繰出金477万7,000円の減額であります。

最後に、8款、諸支出金、1項、繰出金、1目、直営診療施設繰出金は、歳入の特別調整交付金、和知診療所及び和知歯科診療所に対する交付金の増額等を受けまして、京丹波町病院事業会計繰出金を171万4,000円増額するものであります。

次に、議案第29号 令和2年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について補足説明を申し上げます。

最終ページから1ページ戻っていただいて、事項別明細書3ページをお願いいたします。

歳入の1款、保険料は、広域連合への納付金の財源となるものです。現時点での保険料調定額に基づく収納見込みによりそれぞれ補正するものであります。

3款、繰入金では、1項、1目、一般会計繰入金、1節、事務費繰入金は、督促手数料と広域連合助成金の増額により8万7,000円の減額、2節、保健事業費繰入金は、受診実績から人間ドック助成金に係る分、7万9,000円を減額するものであります。

5款、諸収入の京都府後期高齢者医療広域連合助成金は、13万9,000円の減額。これは、保険料等の交付に係る助成の増額7万2,000円、受診実績から人間ドックに係る助成金の減額21万1,000円を差し引いた結果であります。

次に、4ページの歳出であります。

1款、総務費では、それぞれ京都府後期高齢者医療広域連合助成金7万2,000円の増額を受けた財源補正であります。

2款、後期高齢者医療広域連合納付金では、歳入の保険料補正に伴い、同額の333万9,000円を減額し、3款、保健事業費では、人間ドック助成金の実績により、当初予算の69人分から10人分、29万円を減ずるものであります。

以上、補足説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 岡本保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡本明美君） 議案第30号 令和2年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の事業勘定分につきまして補足説明を申し上げます。

主なものにつきまして、歳出から説明をさせていただきます。

事項別明細書の6ページの歳出をお願いいたします。

1款、総務費、3項、介護認定審査会費では、認定審査会府委託負担金等の精査によりまして、事業全体で184万5,000円の減額としております。

2款、保険給付費、1項、介護サービス等諸費、1目、居宅介護サービス給付費では、訪問介護や短期入所、生活介護等の増額が見込まれることから483万6,000円の増、2目、地域密着型介護サービス給付費では、地域密着型介護老人福祉施設や地域密着型通所介護の増によりまして1,951万7,000円の増、3目、施設介護サービス給付費では、介護老人保健施設や介護療養型医療施設等の利用件数の増により2,943万3,000円の増などとしまして、全体で5,777万1,000円の増額を見込んでおります。

続きまして、2項、介護予防サービス等諸費、1目、介護予防サービス給付費では、介護予防通所リハビリテーションの減額等によりまして、553万3,000円の減などを見込み、全体で848万4,000円の減としております。

続きまして、9ページをお願いいたします。

5項、特定入所者介護サービス等費では、低所得の施設入所者に対します食費や居住費の負担限度額を超えた部分について補足給付をするもので、539万9,000円の増額を見込んでおります。

今、ご説明いたしました保険給付費につきましては、いずれも11月サービス提供分までの給付実績を基に精査等させていただくもので、全体で5,504万2,000円の増額とさせていただきます。

続きまして、3款、地域支援事業費、1項、一般介護予防事業費では、会計年度任用職員人件費の精査により41万4,000円の減。10ページ、2項、介護予防・生活支援サービス事業費におきましては、直営実施をしております通所型サービスA事業及びC事業の会計年度任用職員人件費等の精査により、全体で77万2,000円の減としております。

4項、包括的支援事業・任意事業費では、生活支援コーディネーター設置事業委託料の精査を行いますとともに、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、介護事業所への介護相談員派遣事業が実施できなかったことから、謝礼等を精査させていただき、全体で238万円の減としております。

続きまして、ページを戻っていただきまして、3ページの歳入をお願いいたします。

1款、保険料におきましては、直近の調定額から精査を行い、全体で446万3,000円を追加しております。

3款、国庫支出金、1目、介護給付費負担金では、変更交付決定見込額に基づく精査で682万8,000円の増。2項、国庫補助金、1目、調整交付金では、現年度分の介護給付費分として、令和2年11月サービス提供分までの算定見込額に基づく精査で215万5,000円の増、その下の特別調整交付金36万6,000円、1枚おめくりいただきまして、4ページの6目、介護保険災害等臨時特例補助金69万8,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による保険料減免に対し交付されるものとなっております。

前後いたしますが、2項、国庫補助金、2目、地域支援事業交付金は、事業費の精査により114万8,000円の減。4目、保険者機能強化推進交付金は、高齢者の自立支援重度化防止等に向けた保険者の取組を推進するために平成30年度に創設された交付金で、内示額に基づき470万3,000円を計上しております。

また、5目、介護保険保険者努力支援交付金は、介護予防日常生活支援総合事業、いわゆる総合事業等の取組を推進するため今年度創設された交付金で、内示額に基づき468万2,000円を計上しております。

4款、支払基金交付金、1目、介護給付費交付金につきましては、令和2年3月から11月のサービス提供分に元年度後半の伸び率を乗じて算出した額を交付申請するという事となっております。1,135万9,000円の増としております。

5款、府支出金、1目、介護給付費府負担金では、変更交付決定見込額に基づく精査で566万2,000円の増を見込んでおります。いずれも次年度において、実績報告に基づき精算を行うこととなっております。

続きまして、5ページ、7款、繰入金、1項、一般会計繰入金につきましては、ルール分等の精査を行い、全体で538万5,000円の増としております。

2項、基金繰入金につきましては、介護給付費準備基金繰入金を502万円増額し、収支の均衡を図ることとしております。

なお、補正後の予算ベースで令和2年度末の基金残高は、1億8,828万2,000円を見込んでおります。

以上、補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 中川医療政策課長。

○医療政策課長（中川 豊君） 続きまして、老人保健施設サービス勘定の補足説明を申し上げ

げます。

事項別明細書 3 ページ、歳入をご覧ください。

1 款、サービス収入は、昨年度の施設基準未達成の発覚により介護報酬の段階を下げるこ  
ととなり、9月の議会におきましては、年間の収入見込額を減額させていただいたところ  
です。その後の経営改善により、12月からは元の施設基準に戻すことができました。今回の  
補正では、改めて年間収入見込額を精査し、1項、介護給付費収入で450万円の増額、2  
項、介護予防給付費収入で9万円の減額、3項、自己負担収入で166万8,000円の減  
額、合計で274万2,000円の増額とさせていただくものでございます。

4 ページに移ります。

3 款、繰入金の一般会計繰入金では、全体を精査した結果から収支の均衡を図るため、1,  
015万1,000円を減額しております。

5 ページ、歳出をご覧ください。

1 款、総務費、1 目、一般管理費では、それぞれの事業の不用額を精査し、783万5,  
000円を減額いたしました。主には、一般管理事業、17節、備品購入費におきまして、  
薬剤分包機の購入の見送りによりまして187万7,000円の減額、会計年度任用職員  
(フルタイム)では、介護士の新規採用がかなわなかったことなどから人件費を精査し、4  
32万7,000円を減額としております。

6 ページご覧ください。

2 款、介護サービス事業費、1 目、施設介護サービス事業費では、新型コロナウイルス感  
染症対策に係る消耗品費や入所者に係る医薬材料費など、需用費で53万2,000円の増  
額ほか、委託料では、給食業務から50万円を減額し、全体で10万2,000円の増額と  
しております。

4 款、諸支出金では、施設基準の未達成による施設利用者への利用料返還が終了したこと  
から、23万5,000円を減額しております。

以上、簡単ではございますが補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますよう、よろ  
しくお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 山内上下水道課長。

○上下水道課長（山内善博君） 議案第31号 令和2年度京丹波町下水道事業特別会計補正  
予算（第3号）につきまして、補足説明を申し上げます。

第1表につきましては、後ほど事項別明細書により説明させていただきます。

3 ページをお願いします。

第2表、地方債補正についてでございます。下水道事業債の額について、地方公営企業法適用推進事業等の精査により770万円を減額し、補正後の額を1,360万円とし、過疎対策事業債で農業集落排水事業の精査により40万円を減額し、補正後の額を80万円としています。

続きまして、歳入歳出の主なものについて、事項別明細書により説明させていただきます。3ページをお願いいたします。歳入についてでございます。

1款、1項、1目、下水道事業費分担金では、新規加入実績により農業集落排水事業費分担金において176万円を減額し、特定環境保全公共下水道事業費分担金において99万円を増額しています。

2款、1項、使用料につきましては、現年度分において1月までの実績排水量により、各事業における使用料について再算定し、精査を行ったもので、収入実績に基づく過年度分の使用量の増額と合わせ、ページをめくっていただき、4ページ、合計で323万6,000円の増額としております。

3款、1項、1目、下水道事業費府補助金では、農業集落排水事業推進交付金について56万2,000円を増額し、補助対象の下蒲生処理場機能強化工事費が減額見込となることから、87万8,000円を減額としており、合わせて31万6,000円の減額としています。

5款、1項、1目、繰入金におきましては、収入見込み及び歳出の減額等によりそれぞれ事業の精査を行い、一般会計繰入金を総額で534万9,000円減額としております。

7款、1項、1目、雑入においては、京都府による2件の工事、府道京丹波三和線拡幅工事と府道桧山須知線拡幅工事に伴う管路施設移設設置設計業務に係る補償費において、事業費精査により対象の支障物件移設補償費400万8,000円を減額してしております。

次に、歳出につきまして、6ページをお願いいたします。

1款、1項、1目、一般管理費で、地方公営企業法適用移行業務委託料で、見込額精査により717万4,000円を減額しています。

2款、1項、1目、施設整備費では、農業集落排水施設整備事業で、京都府による府道桧山須知線拡幅工事に伴う管路施設移設設計業務の委託料において、精査により46万2,000円減額とし、下蒲生処理場機能強化工事において同様に事業費精査により工事請負費170万円を減額しており、積立金で農業集落排水事業推進交付金56万2,000円を下水道基金に積み立てています。

2目、施設管理費では、農業集落排水施設管理事業で汚泥脱水業務並びに引抜委託料に今

後の必要見込額から精査を行い、240万円を減額しています。

2款、2項、1目、施設整備費、公共下水道施設整備事業では、府道京丹波三和線拡幅工事に伴う管路施設設計業務の精査により、測量設計監理業務等委託料347万円を減額しています。

2目、施設管理費、公共下水道施設管理事業におきましては、10節、需用費、修繕料で、フロート等の修繕に100万円を増額し、委託料の汚泥脱水業務委託料について実績見込みにより精査を行い、250万円の減額としております。

2款、3項、1目、施設管理費、浄化槽市町村整備推進施設管理事業においては、経年劣化による浄化槽の入替え、フロアやろ材の浮上などの修繕基数の増加に伴い、10節、需用費、修繕料230万円を増額し、清掃委託料の精算見込みにより50万円を減額しております。

以上、簡単ではございますが、議案第31号 令和2年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第3号）の補足説明とさせていただきます。ご審議いただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 堂本教育次長。

○教育次長（堂本光浩君） 議案第32号 令和2年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明を申し上げます。

主な歳出からご説明させていただきます。

最終ページ、事項別明細書4ページをご覧ください。

育英給付金を60万3,000円の減額とさせていただいております。令和2年度の申請者全員に当たります大学生13人、高等専門学校生1人、専門学校生3人、高校生22人、合計39人、372万円を8月に一括給付させていただいたものであります。

歳入につきましては、育英給付金の確定により、一般会計繰入金並びに基金繰入金をそれぞれ減額とさせていただくものであります。

以上、補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同賜りますよう、よろしく願います。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） それでは、議案第33号 令和2年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、補足説明を申し上げます。

補正予算の内容につきましては、歳出から説明いたします。

事項別明細書最終ページ、4ページをお願いいたします。

運行事業費につきまして、町営バス活性化促進委託料として計上しておりましたが、新型コロナウイルス感染防止の観点から事業を中止したことにより、278万円を減額するものでございます。

1ページ戻っていただきまして、3ページの歳入でございますが、歳出額の減額に伴い、3款、繰入金、他会計繰入金の278万円減額をお願いするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 議案第34号 令和2年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明を申し上げます。

それでは、事項別明細書の3ページをご覧ください。

歳入につきましては、精査を行うものであり、2款、寄附金及び4款、繰越金におきましては、それぞれ増額をお願いするものでございます。

次に、4ページをご覧ください。

歳出でございますが、1款、総務費、1項、須知地区の1目、一般管理費につきましては、24節、財政管理調整基金積立金に18万2,000円の計上をお願いするものであります。

また、その他の経費につきましても、それぞれ事業費の精査を行うものでございます。

同じく2目、財産管理費につきましても、事業の精査を行うものでございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 上林瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（上林太志君） 議案第35号 令和2年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第2号）の補足説明を申し上げます。

まず、歳入の主なものでございます。

事項別明細書3ページをご覧ください。

1款、財産収入、2項、財産売払収入、1目、不動産売払収入、2節、立木売払収入ですが、京丹波森林組合に委託した保育作業で間伐した木材の精算払いがあったことから、45万6,000円を増額するものです。

次に、歳出でございます。4ページをご覧ください。

1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費、1節、報酬で、実績により管理会委員報酬を50万円減額しております。

24節、積立金では、歳入歳出の均衡を図るため、余剰金171万3,000円を増額し、

積み立てることとしております。

3目、諸費、18節、負担金補助及び交付金では、コロナにより振興会事業が計画どおり実施できなかったことから、松山地域振興会補助金を68万円減額しております。

次に、議案第36号 令和2年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算（第1号）の補足説明を申し上げます。

まず、歳入について、事項別明細書3ページをご覧ください。

1款、財産収入、1項、財産運用収入、1目、財産貸付収入、2節、マツタケ等採取権収入において、実績により4万2,000円増額しております。

2款、繰入金、1項、1目、基金繰入金、1節、財政調整基金繰入金につきましては、歳入歳出の見込みにより基金取崩しを行う必要がなくなったことから、148万2,000円減額しております。

3款、1項、1目、繰越金、1節、前年度繰越金は、額の確定により36万8,000円を増額するものでございます。

次に、歳出でございます。4ページをご覧ください。

1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費、24節、積立金では、余剰金76万7,000円を増額し、積み立てることとしております。

3目、諸費、18節、負担金補助及び交付金では、コロナにより梅田地域振興会事業が実施できなかったことにより、補助金を減額しております。

続きまして、議案第37号 令和2年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第1号）の補足説明を申し上げます。

まず、歳入の主なものでございます。

事項別明細書3ページをご覧ください。

2款、繰入金、1項、1目、基金繰入金、1節、財政調整基金繰入金では、歳入歳出の見込みから69万2,000円を減額しております。

4款、諸収入、2項、1目、1節、雑入では、関西電力送電線の近接樹木が伐採され、立木補償がされたことから、151万8,000円を増額しております。

歳出でございます。4ページをご覧ください。

1款、総務費、1項、総務管理費、2目、財産管理費、21節、補償補填及び賠償金ですが、先ほど申し上げました立木補償費として収入いたしました額につきまして、山を貸し付けている地元区に支払いするため、151万9,000円を増額しております。

最後に、議案第38号 令和2年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算（第1号）の補



足説明をさせていただきます。

歳入の主なものについてでございます。

事項別明細書3ページをご覧ください。

1款、財産収入、2項、財産売払収入、1目、不動産売払収入、2節、立木売払収入ですが、京丹波森林組合に委託した施業により、伐採した木材の精算支払いがあったことから、195万8,000円を増額するものです。

次に、歳出でございます。4ページをお願いします。

1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費、24節、積立金では、余剰金の202万1,000円を増額し、積み立てることとしております。

以上、補足説明とさせていただきます。ご審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（梅原好範君） 中川医療政策課長。

○医療政策課長（中川 豊君） 議案第39号 令和2年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第3号）の補足説明を申し上げます。

明細書1、2ページ、収益的収入をご覧ください。

2款、和知診療所では、事業収益内で予算振替による補正を行っております。主に2項、医業外収益、1目、他会計補助金の国保特別調整交付金は、交付金の確定により15万7,000円を減額し、5目、補助金、府補助金では、新型コロナウイルス感染症対策に係る補助金として、27万7,000円を増額しております。

1項、医業収益のその他医業収益にて11万4,000円減額し、増減の均衡を図っております。

3款、和知歯科診療所も、同じく事業収益内で予算振替による補正を行い、1項、医業収益の外来収益は、患者数の減少等から187万2,000円を減額し、2項、医業外収益では、運営の安定化を図るための交付金、国保特別調整交付金が187万2,000円の増額となっております。

3、4ページ、収益的支出をご覧ください。

京丹波町病院のみの予算振替による補正となりますが、1項、医業費用、1目、給与費では、会計年度任用職員に係る報酬等の精査により86万3,000円を減額し、3目、経費では、新型コロナウイルス感染症対策に係る消耗品及び消耗備品費として70万円を増額しております。また、6目、資産減耗費は、年度途中で食器洗浄機や冷蔵庫など厨房機器類の故障から廃棄が生じたため、16万3,000円を固定資産除却費として計上いたしました。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（梅原好範君） 山内上下水道課長。

○上下水道課長（山内善博君） 議案第40号 令和2年度京丹波町水道事業会計補正予算（第3号）につきまして、補足説明を申し上げます。

第2条につきましては、先ほどの町長提案理由説明どおりでございますので、よろしくお願ひいたします。

第3条の資本的収入額が資本的支出額に不足する額、3億8,028万3,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,236万8,000円、過年度分損益勘定留保資金1億6,594万8,000円、及び当年度分損益勘定留保資金2億196万7,000円で補填することとしております。

第4条企業債につきましては、対象事業の精算見込みから、借入限度額を4,010万円減額し、1億7,370万円に改めています。

次に、補正内容の主なものについて説明させていただきます。

11ページ、12ページをお願いします。

収益的収入の1款、2項、2目、他会計補助金に一般会計からの繰入額916万4,000円を増額し、3目、長期前受金戻入では、システム上未整理であった平成29年度から平成30年度の加入分担金及び国庫補助金を合わせ、178万9,000円を増額しています。

14ページ、1款、1項、4目、総係費の職員手当等で、今冬の凍結による漏水対応に係り、時間外勤務手当81万円を増額しています。

15ページ、5目、減価償却費には、固定資産台帳への登載が未整理であった過年度償却分661万8,000円を増額しています。

資本的支出について、17ページからお願いします。

資本的収入、1項、1目、企業債で、耐震化への更新事業や管路の移設事業などの起債対象事業の精算見込みにより4,010万円を減額とし、一般会計から4条予算に繰り入れる額について、3項、1目、他会計負担金を1億1,400万円減額し、1億1,000万円を7項、1目、他会計出資金に仕分け、将来の建設改良に備えるための繰入資本金として資本を増額することとしています。このことにより、4条予算への一般会計からの繰入額は400万円減額としています。

4項、1目、府補助金で、補助対象事業とした生活基盤施設耐震化事業費が減額したことにより473万6,000円を、6項、1目、その他資本的収入につきましては、京都府受

託工事として予定しておりました府道遠方瑞穂線ほか水道管移設工事4事業が翌年度以降の施工となったことから、精算見込みにより1,141万4,000円を減額としております。

資本的支出、1項、1目、施設整備費では、令和3年度に予定しております口八田地区、グリーンハイツ区の管路更新工事を円滑に実施するための準備工事として、管網解析及び測量業務を行うため、測量設計監理業務委託料に619万3,000円を増額しています。また、本年度計画していました耐震管への更新工事などの事業について、精算見込みから3,583万4,000円を減額としております。

2目、施設改良費におきましても、京都府受託工事の延期による移設工事の未着手などを考慮し、1,168万1,000円の減額としております。

以上、簡単ではございますが、議案第40号 令和2年度京丹波町水道事業会計補正予算(第3号)の補足説明とさせていただきます。ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長(梅原好範君) 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

よって、本日は、これをもって散会いたします。

次の本会議は、24日に再開しますので、定刻までにご参集ください。

長時間にわたり、大変ご苦勞さまでした。

散会 午後 4時17分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 梅原好範

〃 署名議員 山田均

〃 署名議員 谷山眞智子

〃 署名議員 野口正利